

平成 26 年度 海岸漂着物処理推進法
施行状況調査結果

目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	4
2 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）	6
2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況.....	6
2-2 平成 26 年度に開催した協議会について.....	8
2-3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項	12
2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠.....	13
2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選.....	14
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	15
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	16
5 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	17
5-1 調査実施状況.....	17
5-2 調査内容.....	18
5-3 活用方法.....	19
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	20
7 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮 の事例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	24
7-1 連携・活動に対する支援の実例	24
7-2 安全配慮の実例	27
7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等	28
8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	29
9 その他発生抑制対策について（法第 23 条、26 条、27 条）.....	36
9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生 抑制対策.....	36
9-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例.....	38
9-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題	40

9-4 発生抑制対策に係る今後の予定	43
1 0 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条） ...	45
1 0-1 取組みの実施状況	45
1 0-2 成果の概要.....	48
1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）	50
1 1-1 事業費等	50
1 1-2 「その他」の内容	52
1 2 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たって の課題.....	53

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

地域計画の策定状況及び策定予定時期について、表 1-1、図 1-1、図 1-2 に示した。策定済みとしたのは 32 都道府県であり、予定有りとした府県を合わせると 37 都道府県であった。なお、予定無し の 県では 7 県のうち 5 県が海岸線を有していない。

また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図 1-3 に示した。平成 27 年度には 3 都道府県が新たに計画を策定している。

表 1-1 H26 年度地域計画の策定状況

策定状況	都道府県数	都道府県名
①策定済み	32	平成25年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
②未策定 (予定有)	5	平成27年度：宮城県、静岡県、岡山県 平成28年度：大阪府、広島県
③未策定 (予定無)	7	岩手県、福島県、栃木県、長野県、滋賀県、奈良県、岐阜県
計	44	

図 1-1 H26 年度の地域計画の策定状況（割合）

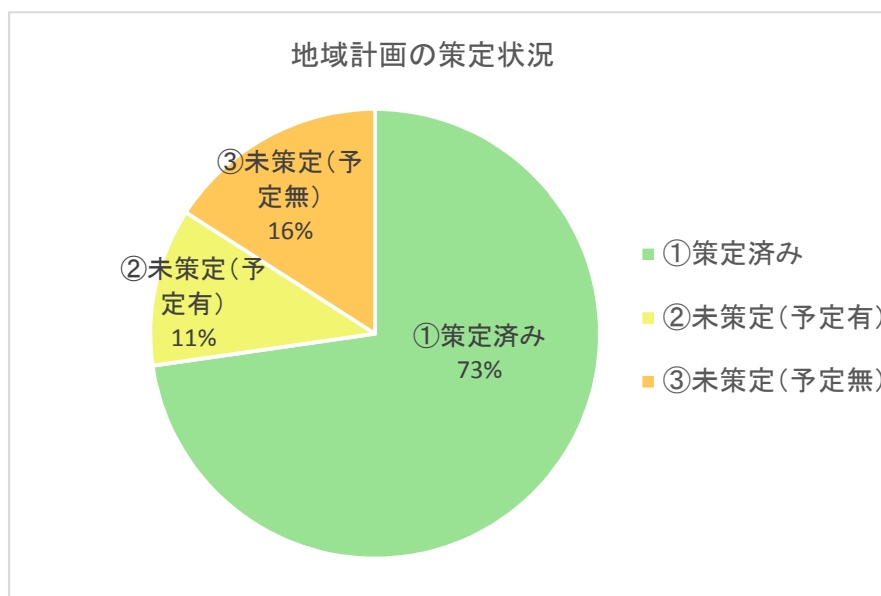


図 1-2 H26 年度の地域計画の策定状況

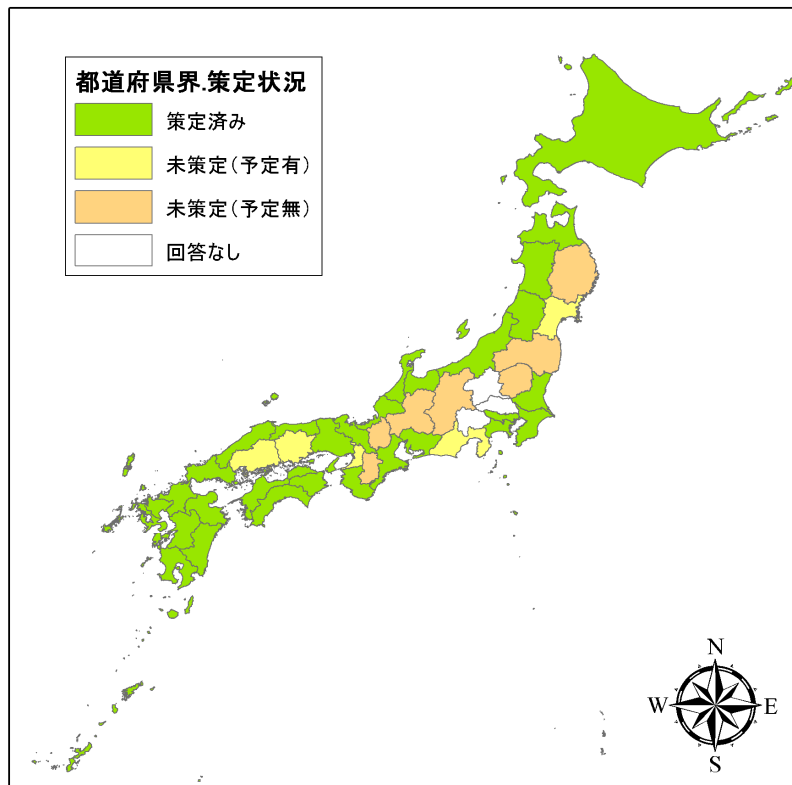
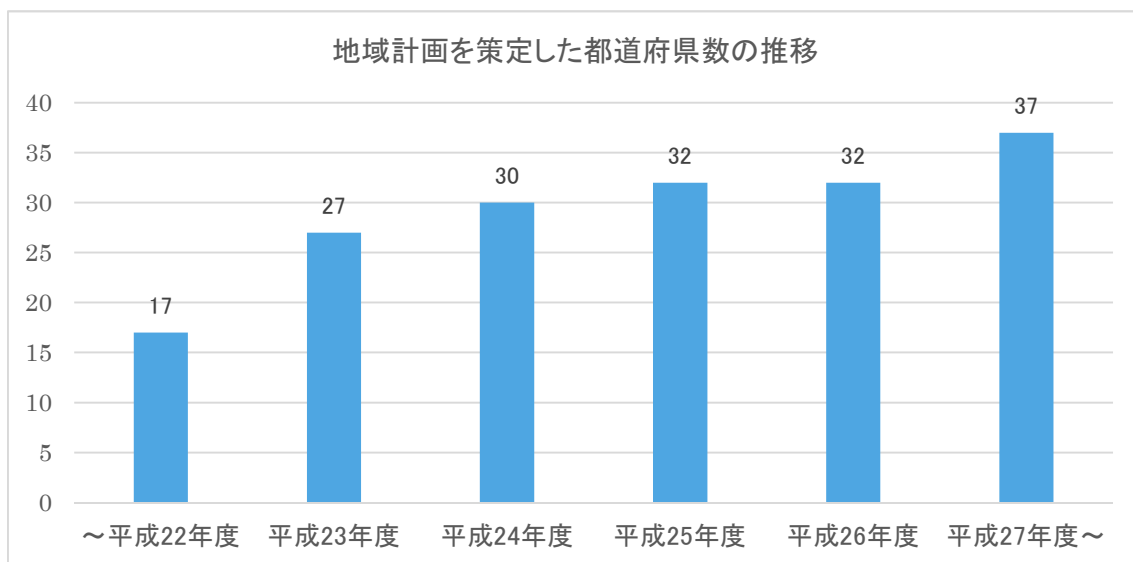


図 1-3 地域計画を策定した都道府県数の推移



2 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）

2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 2-1、図 2-1-1、図 2-1-2 に示した。協議会が組織済みである自治体は 22 道府県であり、全体の 50%であった。

組織する予定がないとした 18 都道府県のうち、8 都県が「他の組織で対応しているため」、6 県が「海岸がないため」とその理由を答えた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	都道府県数	都道府県名
①組織済み	22	平成 25 年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 平成 26 年度以降：沖縄県
②組織予定なし (他の組織で対応)	8	宮城県、東京都、神奈川県、福井県、静岡県、岡山県、高知県、大分県
③組織予定あり	2	平成 28 年度：広島県、愛媛県
④検討中	2	鳥取県、島根県
⑤組織予定なし	10	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、宮崎県
計	44	

図 2-1-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（割合）

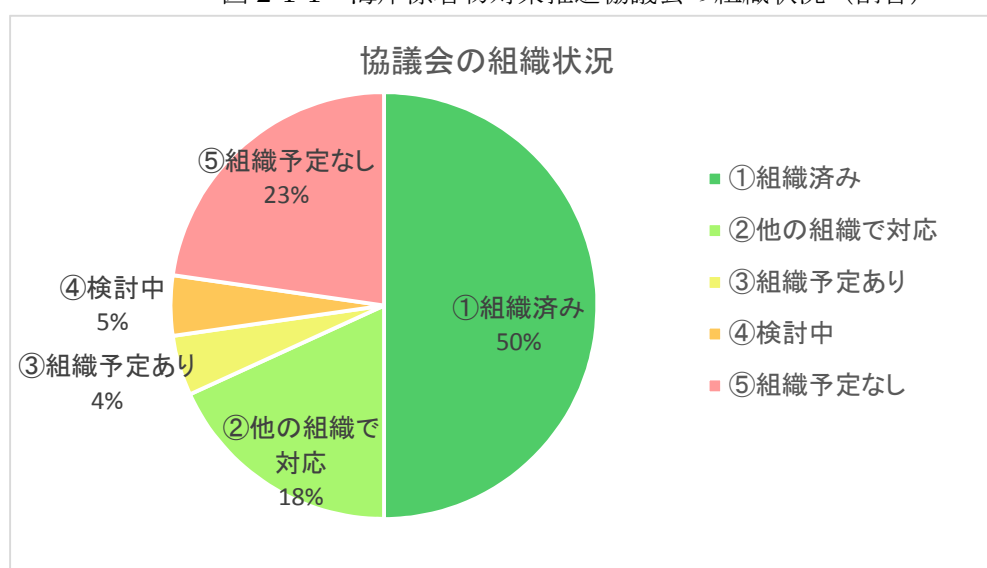
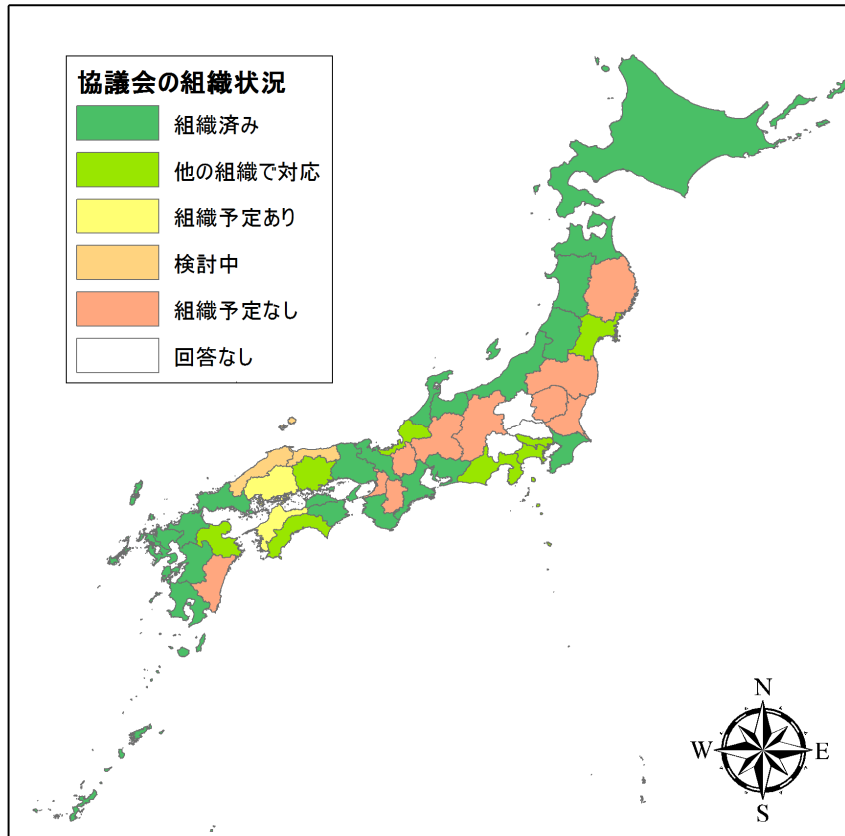


図 2-1-2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況



2-2 平成 26 年度に開催した協議会について

①協議会の開催状況

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（22 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表 2-2-1-1、表 2-2-1-2、図 2-2-1-1～図 2-2-1-4 に示した。

協議会を定期的で開催しているとしたのは 11 道県であった。また、開催回数は「1 回」とする道県が最も多く、ついで「0 回」が多い。

表 2-2-1-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

年間開催時期	都道府県数	都道府県名
定期	11	北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
不定期	4	愛知県、徳島県、長崎県、沖縄県
無	7	秋田県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、和歌山県、福岡県
計	22	

表 2-2-1-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催数

開催数	都道府県数	都道府県名
0 回	7	秋田県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、和歌山県、福岡県
1 回	9	北海道、青森県、富山県、愛知県、三重県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県
2 回	5	山形県、兵庫県、香川県、徳島県、鹿児島県
3 回以上	1	沖縄県
計	22	

図 2-2-1-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（割合）

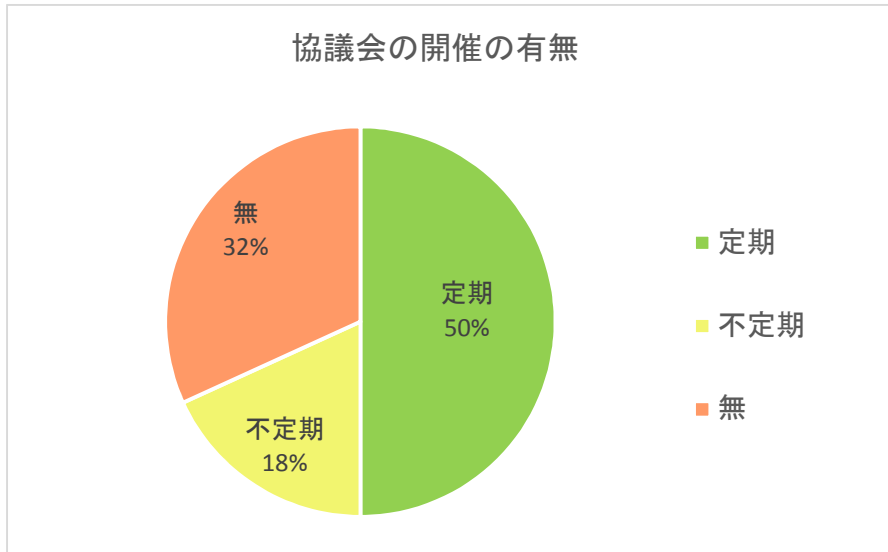


図 2-2-1-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

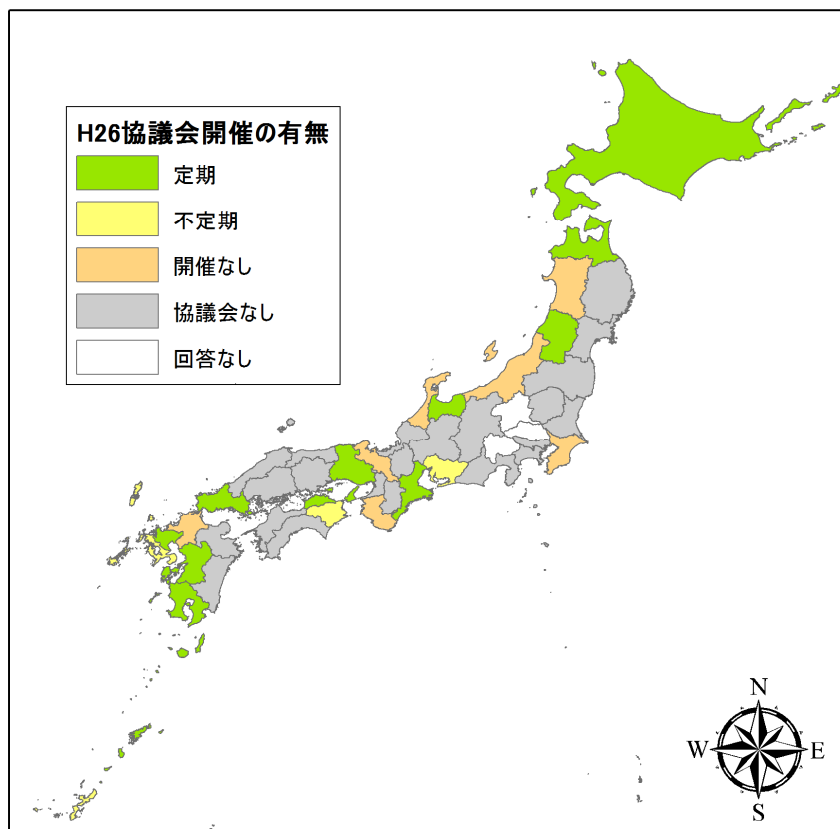


図 2-2-1-3 平成 26 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数（割合）

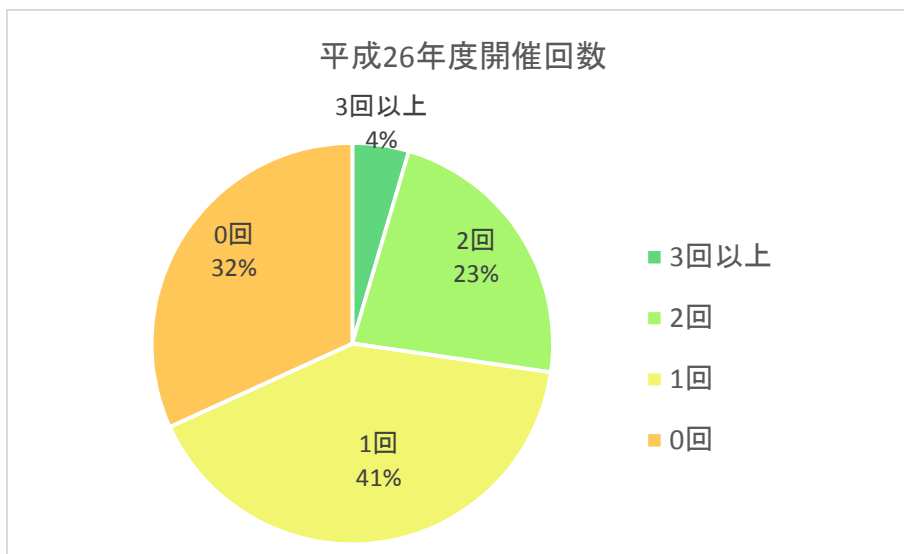
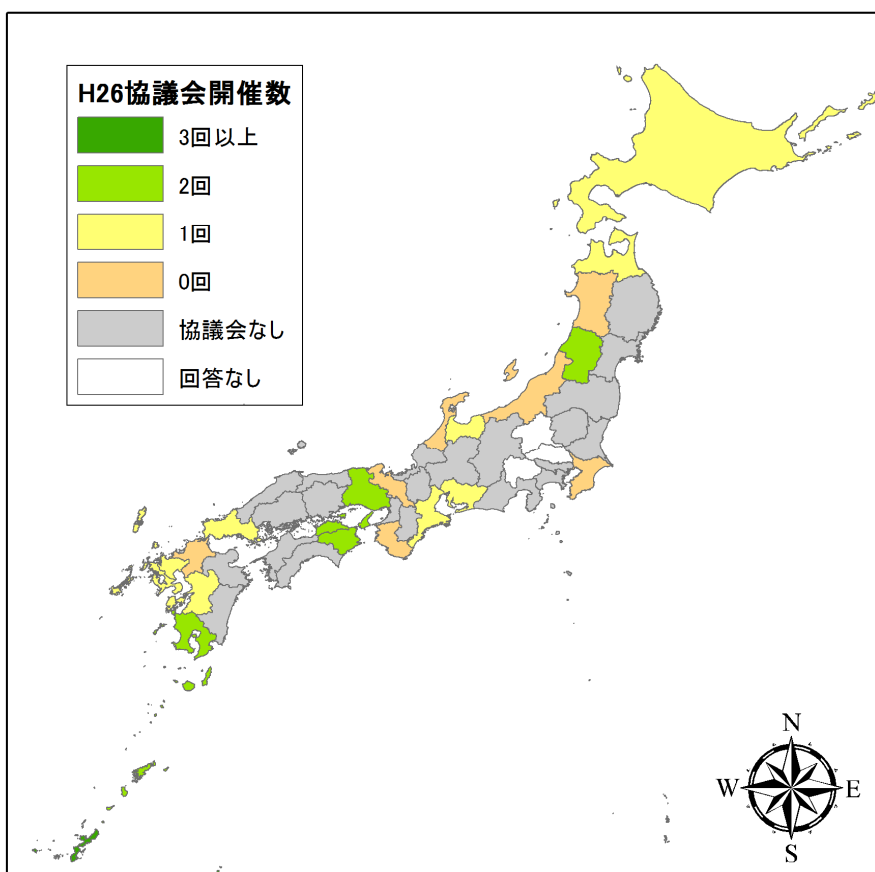


図 2-2-1-4 平成 26 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数



②協議会の構成

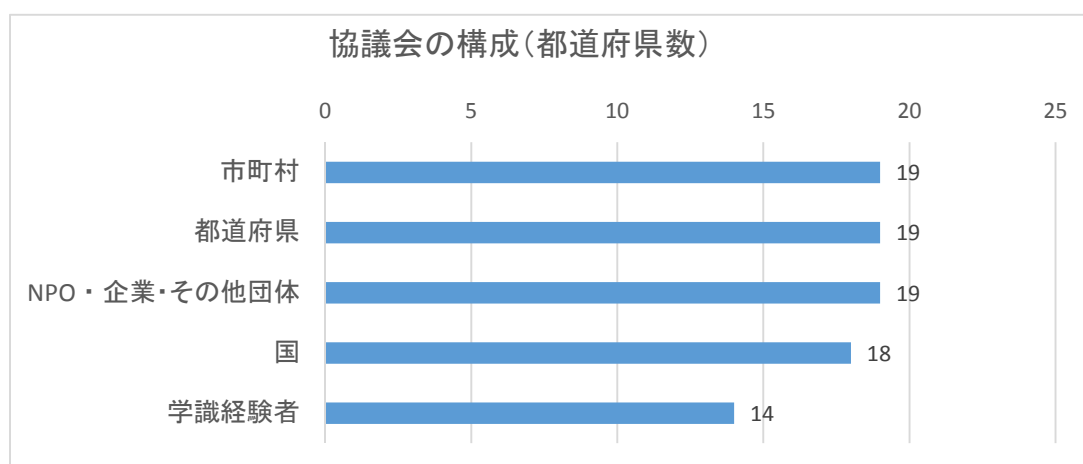
2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（22 道府県）の海岸協議会の主な構成について、表 2-2-2、図 2-2-2 に示した。

協議会の構成は、「市町村の関係担当者」、「都道府県の関係担当者」、「NPO、企業、その他団体」が最も多く、19 道府県の協議会に参加している。

表 2-2-2 協議会の構成（複数回答有）

構成	都道府県数	都道府県名
市町村の関係担当者	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
都道府県の関係担当者	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
NPO、企業、その他団体	19	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担当者	18	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、山口県、和歌山県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
学識経験者	14	北海道、青森県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

図 2-2 協議会の構成（複数回答有）



2-3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

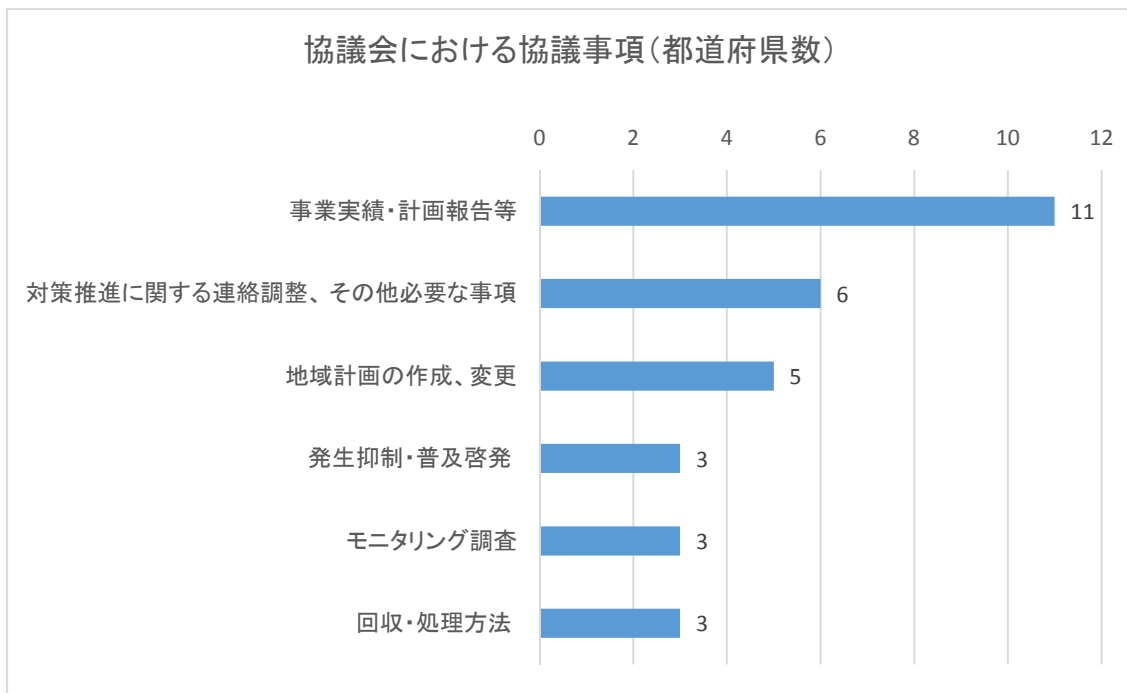
2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（22 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表 2-3、図 2-3 に示した。

「事業実績・計画報告等」が最も多くなっていた。

表 2-3 協議会における協議事項（複数回答有）

協議事項	都道府県数	都道府県名
事業実績・計画報告等	11	北海道、青森県、山形県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	6	青森県、山形県、富山県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
地域計画の作成、変更	5	愛知県、兵庫県、徳島県、佐賀県、鹿児島県
回収・処理方法	3	香川県、熊本県、沖縄県
発生抑制・普及啓発	3	北海道、富山県、沖縄県
モニタリング調査	3	山形県、香川県、沖縄県

図 2-3 協議会における協議事項（複数回答有）



2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

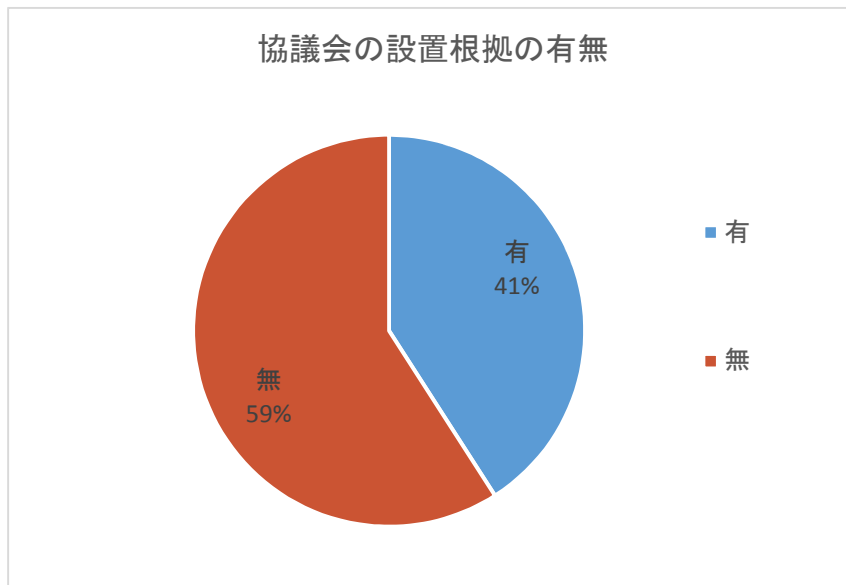
海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠（条例の制定等）の有無について、表2-4、図2-4に示した。

設置根拠のある都道府県は18道府県であった。

表 2-4 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
有	18	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
無	26	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 2-4 協議会の設置根拠の有無（割合）



2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

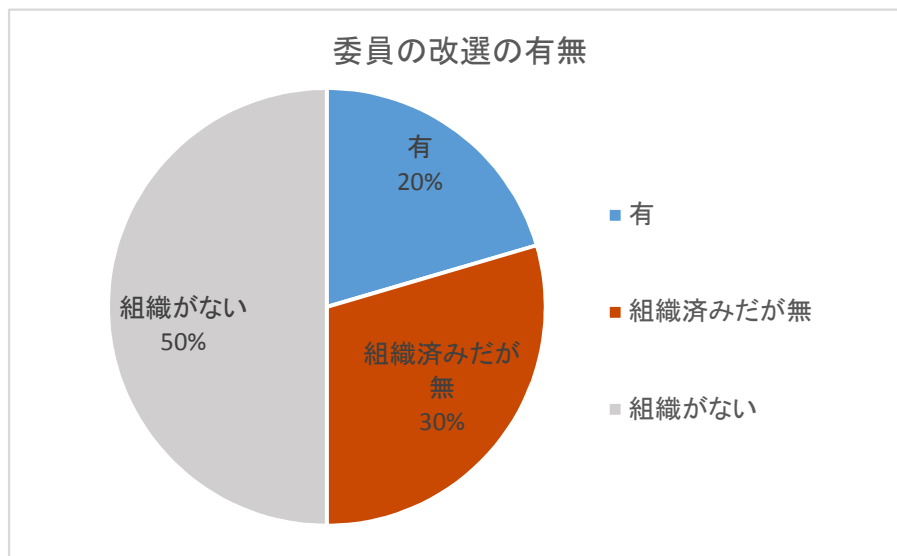
海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年度末までの委員の改選の有無について、表2-5、図2-5に示した。

委員の改選を行なった都道府県は9県であった。

表 2-5 協議会における委員改選の有無

委員改選	都道府県数	都道府県名
有	9	青森県、愛知県、三重県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
組織済みだが無	13	北海道、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、熊本県
組織がない	22	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 2-5 協議会における委員改選の有無（割合）



3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3、図3に示した。

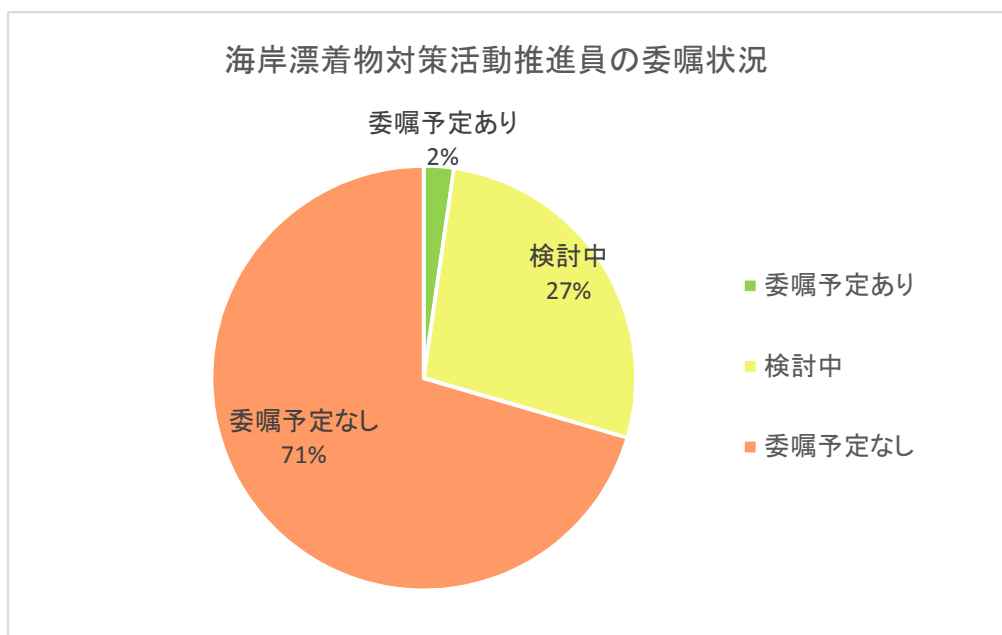
委嘱済みと回答した都道府県はなく、1 県が委嘱予定あり、12県が検討中と回答した。

また、委嘱予定なしの理由としては、6道府県が既存の取組みがあること、4件が海岸線を有していないことなどを理由にしていた。

表 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定有	1	徳島県（時期未定）
委嘱予定無	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
検討中	12	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	44	

図 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（割合）



4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

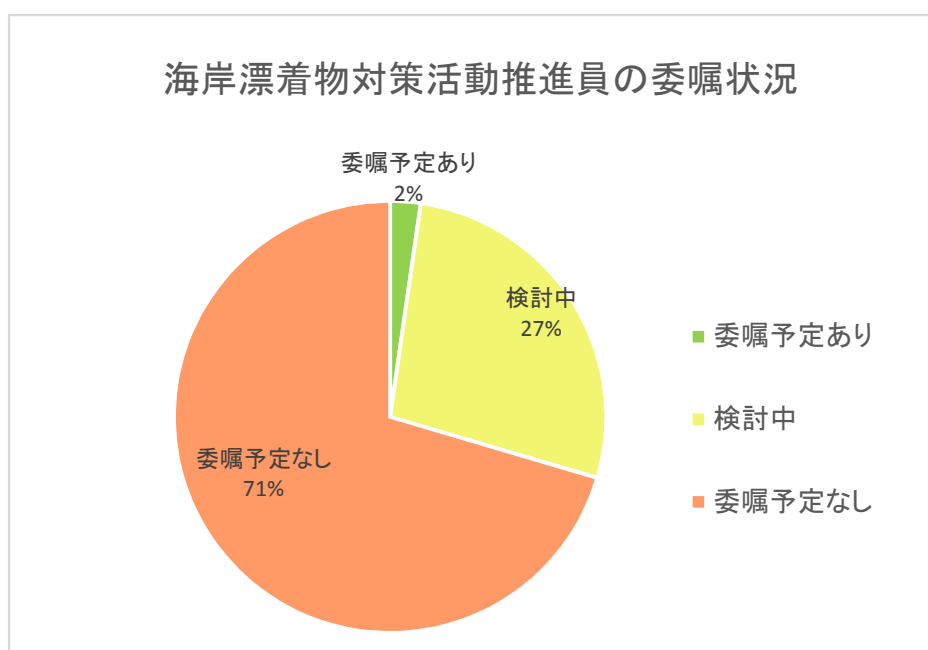
海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、表4、図4に示した。

平成26年度の時点で指定した都道府県はなく、1県が委嘱予定あり、12県が検討中と回答した。また、指定予定なしの理由を回答した25県のうち、7道県が既存の取組みがあること、4県が海岸線を有していないことなどを理由に、指定の必要性を感じていなかった。

表 4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定あり	1	徳島県
指定予定なし	31	北海道、青森県、宮城県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
検討中	12	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	44	

図 4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況



5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

5-1 調査実施状況

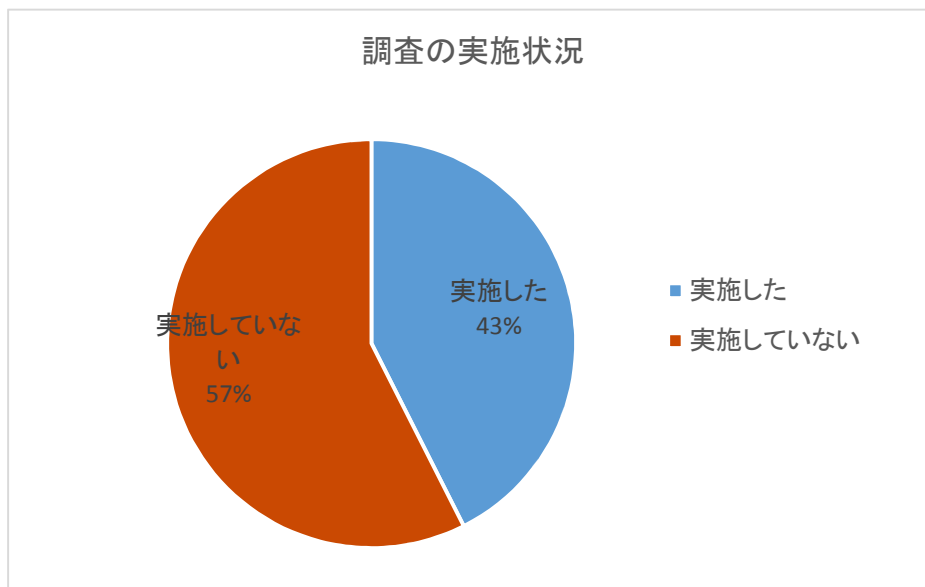
海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、表5-1、図5-1に示した。

全都道府県の43%（20都道府県）が調査を実施していた。

表 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	20	北海道、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
実施していない	24	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県
計	44	

図 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（割合）



5-2 調査内容

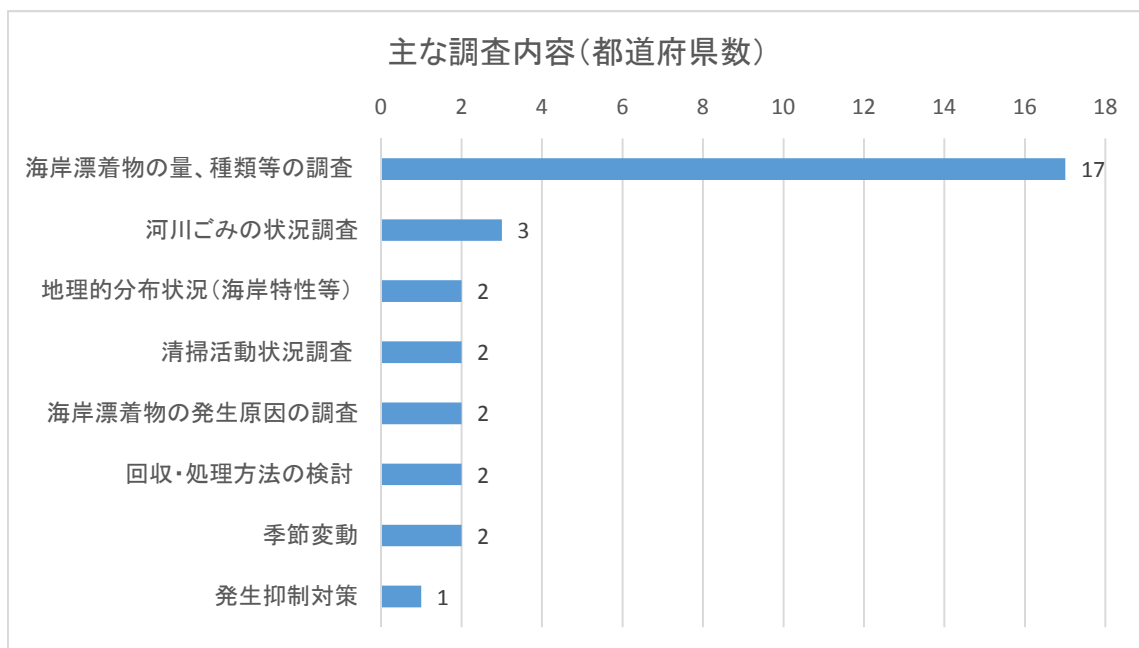
「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した20都道府県の主な調査内容を表5-2、図5-2に示した。

「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多くなっていた。

表 5-2 主な調査内容（20 都道府県回答、複数回答有り）

調査内容	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物の量、種類等の調査	17	北海道、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
河川ごみの状況調査	3	富山県、愛知県、香川県
地理的分布状況（海岸特性等）	2	東京都、広島県
清掃活動状況調査	2	東京都、広島県
海岸漂着物の発生原因の調査	2	山口県、大分県
季節変動	2	広島県、長崎県
回収・処理方法の検討	2	北海道、山形県
発生抑制対策	1	東京都

図 5-2 主な調査内容（20 都道府県回答、複数回答有り）



5-3 活用方法

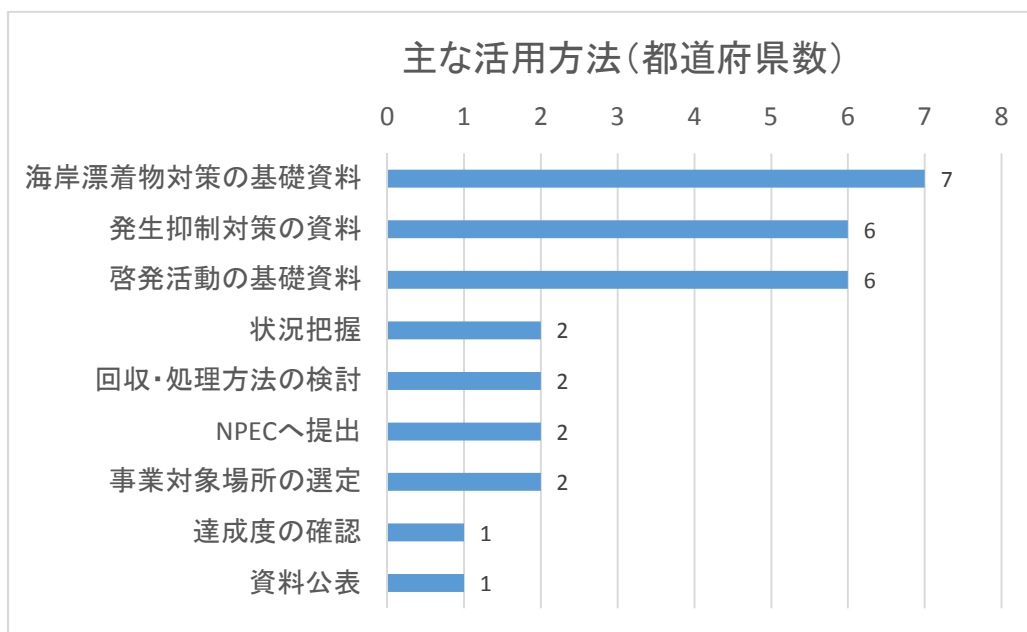
「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した20都道府県の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示した。

「海岸漂着物対策の基礎資料」が最も多くなっていた。

表 5-3 主な活用方法（20 都道府県回答、複数回答有り）

活用方法	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物対策の基礎資料	7	神奈川県、石川県、福井県、静岡県、三重県、広島県、熊本県
啓発活動の基礎資料	6	北海道、富山県、鳥取県、香川県、長崎県、大分県
発生抑制対策の資料	6	東京都、富山県、愛知県、福岡県、長崎県、沖縄県
状況把握	2	福井県、山口県
回収・処理方法の検討	2	長崎県、沖縄県
NPECへ提出	2	石川県、島根県
事業対象場所の選定	2	香川県、沖縄県
資料公表	1	山口県
達成度の確認	1	山形県

図 5-3 主な活用方法（20 都道府県回答、複数回答有り）



6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-4、図6-1～図6-4に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の基金事業を利用したものについては、「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県の単独予算で実施した事業を「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

表 6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
看板・標識等の設置	5	富山県、三重県、長崎県、大分県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	3	三重県、福井県、鹿児島県
広報	1	神奈川県
パトロールなどの監視活動	1	神奈川県

図 6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

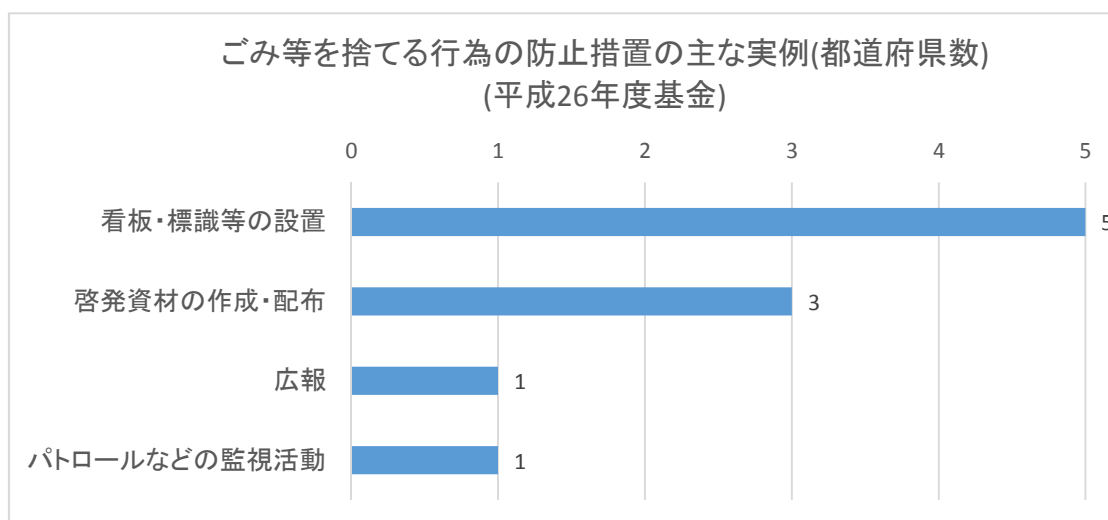


表 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(都道府県単独事業、複数回答有)

実例(都道府県単独事業)	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	7	栃木県、富山県、愛知県、宮崎県、沖縄県、愛知県(滋賀県※)
清掃活動	3	愛知県、沖縄県(滋賀県※)
条例の制定	1	沖縄県
啓発資材の作成・配布	1	愛知県
トラック協会との連携	1	宮崎県
排出事業者向け講習会の開催	1	栃木県
キャンペーン・イベント等啓発活動	1	栃木県
ポスター・パネルの掲示	1	愛知県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(都道府県単独事業、複数回答有)

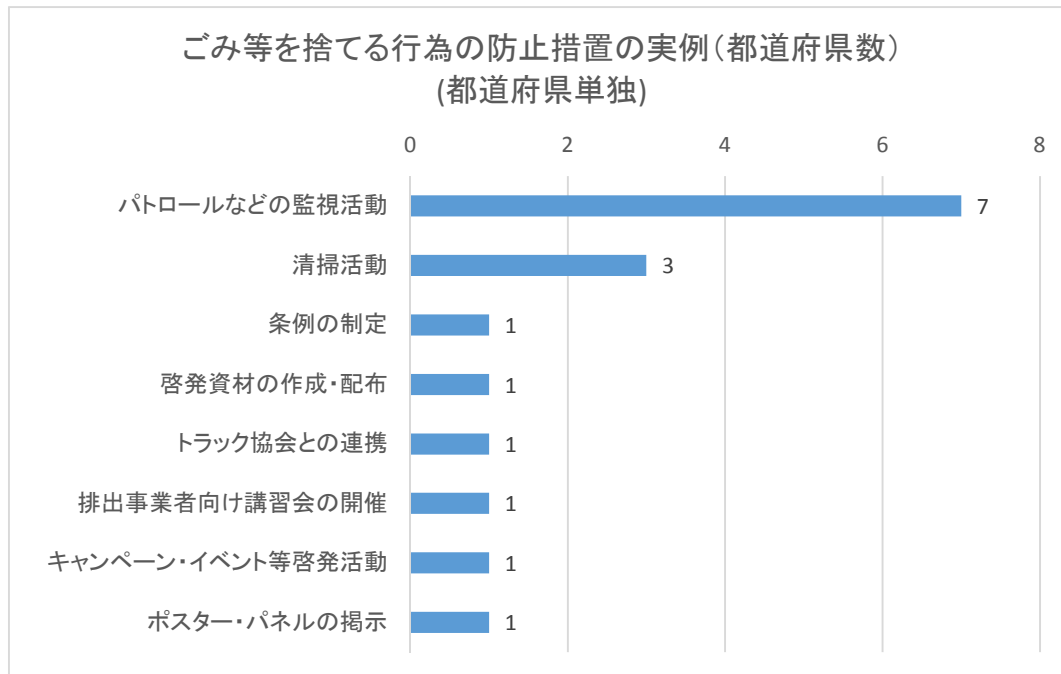


表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(その他、複数回答有)

事例(その他)	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	9	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県
看板・標識等の設置	5	千葉県、京都府、香川県、愛媛県、福岡県
条例の制定	3	北海道、青森県、千葉県
監視カメラの設置	3	宮城県、和歌山県、山口県
広報	2	岡山県、鹿児島県
その他不法投棄対策	2	広島県、山口県
キャンペーン・イベント等啓発活動	1	山口県
啓発資材の作成・配布	1	岡山県

表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な事例(その他、複数回答有)

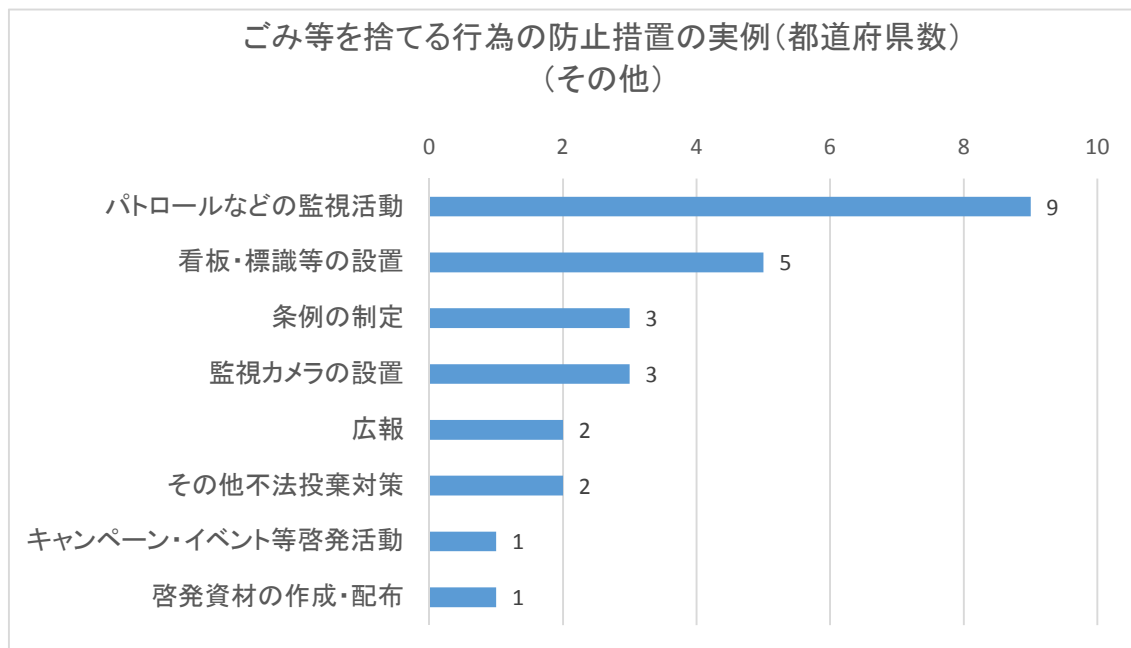
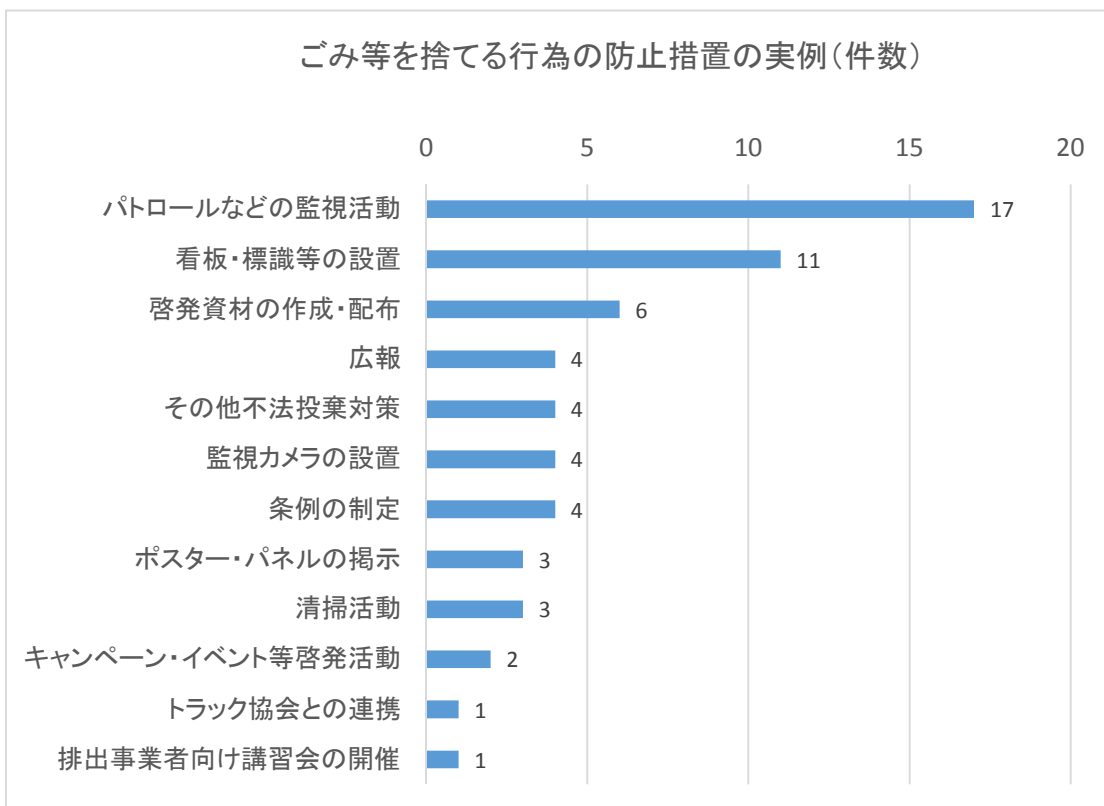


表 6-4 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例	件数
パトロールなどの監視活動	17
看板・標識等の設置	11
啓発資材の作成・配布	6
広報	4
監視カメラの設置	3
その他不法投棄対策	4
条例の制定	4
ポスター・パネルの掲示	3
清掃活動	3
キャンペーン・イベント等啓発活動	2
トラック協会との連携	1
排出事業者向け講習会の開催	1

図 6-4 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(全事業の合計件数、複数回答有)



7 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

都道府県等が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものについては「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県が独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

7-1 連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表7-1-1～表7-1-3、図7-1-1～図7-1-3に示した。

「ボランティア活動との連携、支援」が最も多くなっていた。

表 7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例(平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	10	青森県、山形県、山口県、徳島県、福井県、鹿児島県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
協議会やセミナーの開催	3	富山県、香川県、大分県
清掃イベントの開催	1	富山県

図 7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

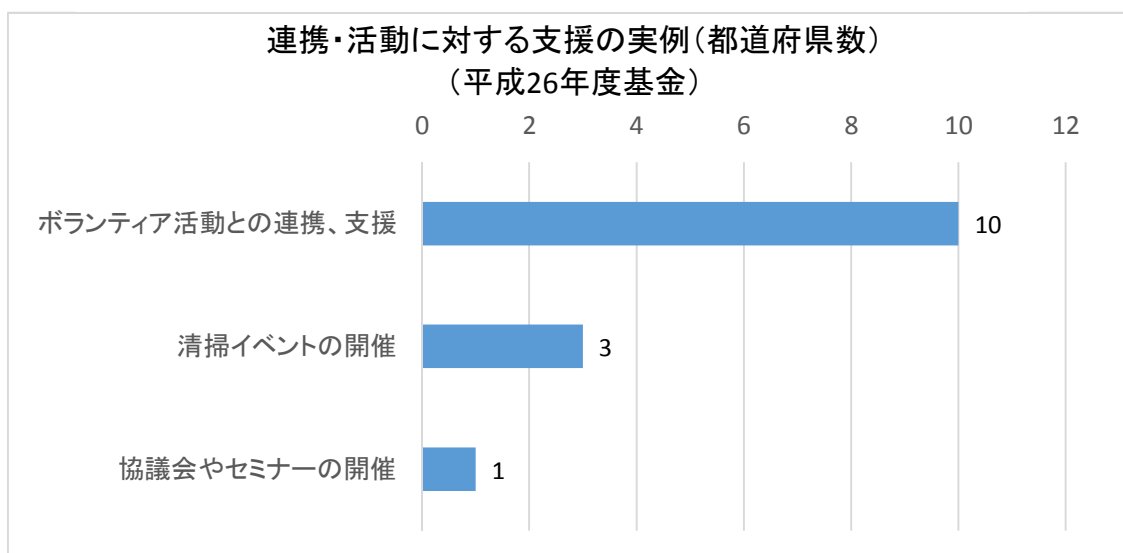


表 7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(都道府県単独、複数回答有)

実例(都道府県単独)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	4	富山県、愛知県、宮崎県 (滋賀県※)
清掃イベントの開催	1	愛知県
協議会やセミナーへの参加	1	愛知県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(都道府県単独、複数回答有)

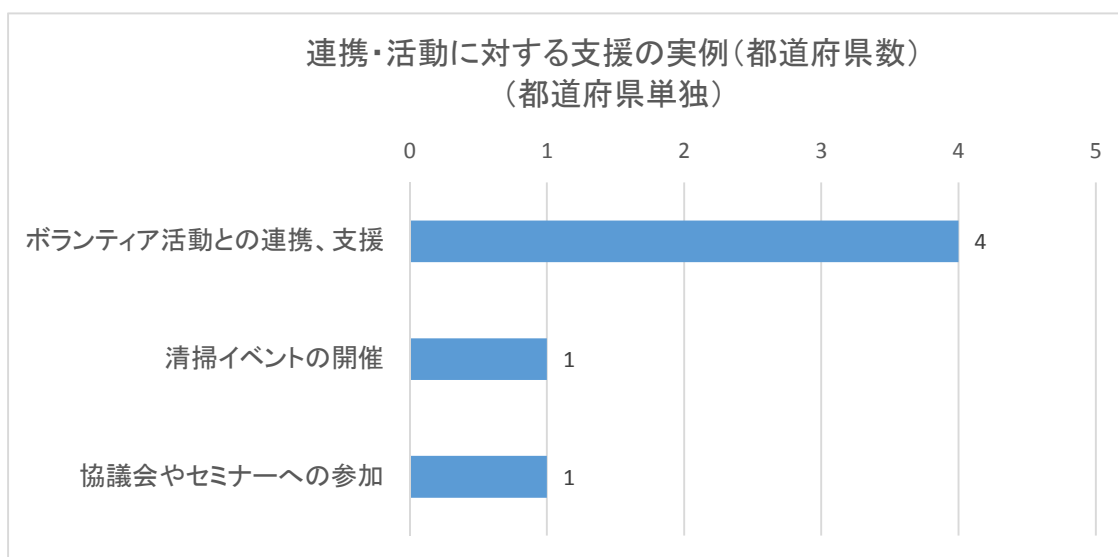
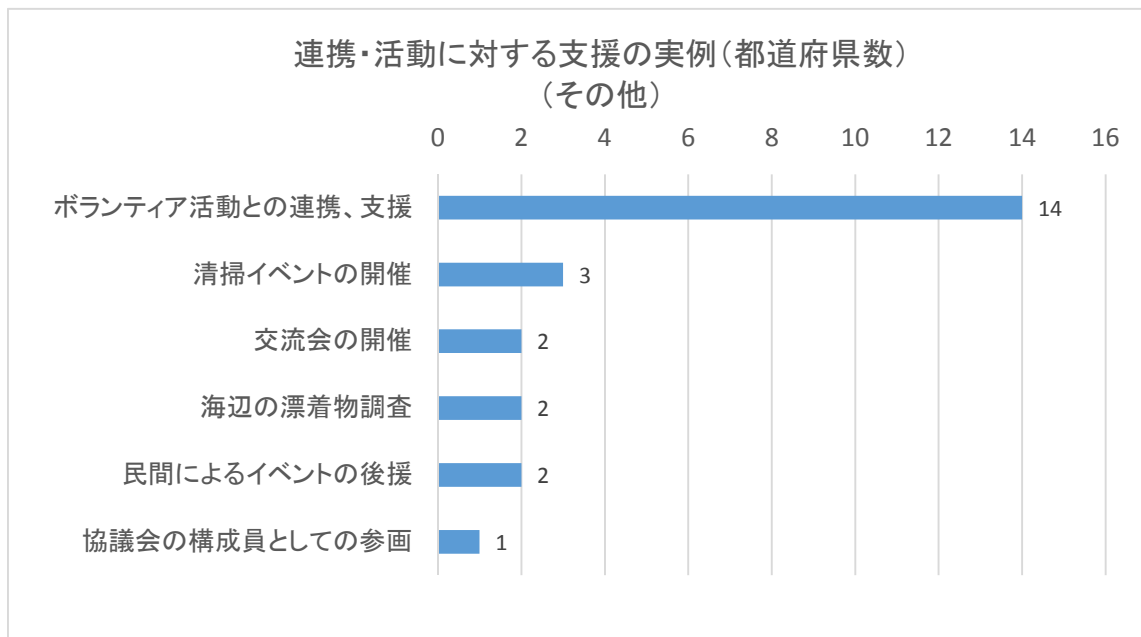


表 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例(その他、複数回答有)

実例(その他)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	14	千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
清掃イベントの開催	3	千葉県、三重県、香川県
交流会の開催	2	神奈川県、広島県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
民間によるイベントの後援	2	静岡県、三重県
協議会構成員としての参画	1	北海道

図 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例(その他、複数回答有)



7-2 安全配慮の実例

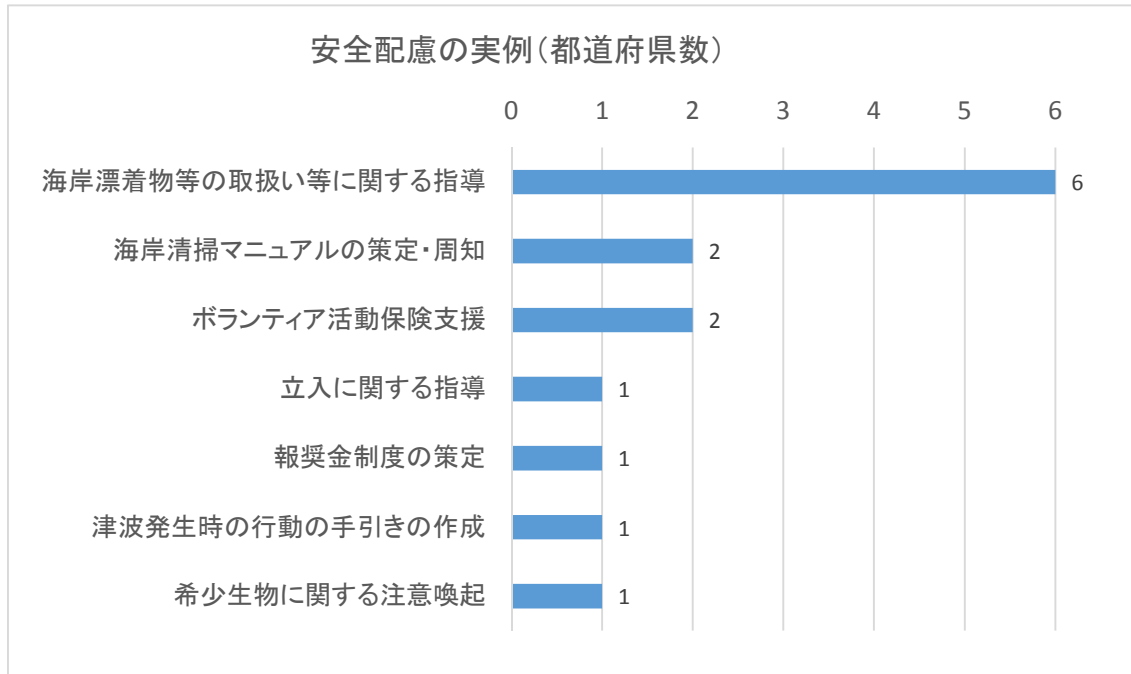
安全配慮の実例について、表7-2、図7-2に示した。

「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」が最も多くなっていた。

表 7-2 安全配慮の実例

実例	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	6	茨城県、千葉県、愛媛県、福岡県、長崎県、鹿児島県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	2	山口県、徳島県
ボランティア活動保険支援	2	富山県、愛知県
立入に関する指導	1	千葉県
報奨金制度の策定	1	愛知県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
希少生物に関する注意喚起	1	千葉県

図 7-2 安全配慮の実例（複数回答有）



7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

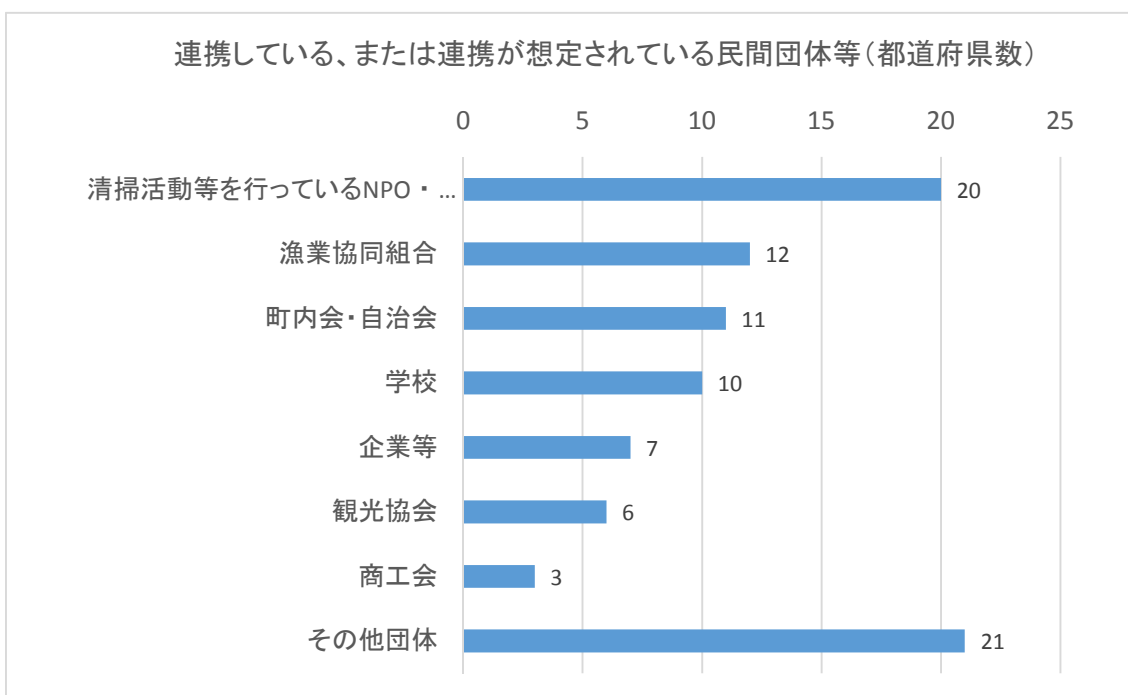
連携している、又は連携が想定される民間団体等について表7-3、図7-3に示した。

「その他団体」を除き、「清掃活動等を行っているNPO・NGO等」との連携が最も多くなっていた。

表 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）

実例	都道府県数
清掃活動等を行っている NPO・NGO 等	20
漁業協同組合	12
町内会・自治会	11
学校	10
企業等	7
観光協会	6
商工会	3
その他団体	21

図 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）



8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な事例について表8-1～表8-4、8-1～図8-4に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成26年度基金」と記載した。また、都道府県独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

表 8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

事例（平成 26 年度基金）	都道府県数	都道府県名
啓発資材の作成・配布	13	青森県、秋田県、山形県、茨城県、富山県、石川県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、香川県、長崎県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	13	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、徳島県、香川県、熊本県、大分県
清掃活動・クリーンアップ活動	13	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、香川県、大分県、
マスメディア等による啓発活動	9	青森県、秋田県、神奈川県、富山県、三重県、鳥取県、香川県、愛媛県、宮崎県
学校・企業における教育の実施	6	富山県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、沖縄県
パンフレット等の作成・配布	6	北海道、新潟県、富山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	5	山形県、三重県、香川県、愛媛県、鹿児島県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	4	山形県、富山県、石川県、愛知県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
HP 等による啓発活動	2	三重県、香川県
人材育成	2	三重県、香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
パトロール・呼びかけ	1	神奈川県

看板・標識等の設置	1	鹿児島県
回収・処理マニュアルの作成・配布	1	熊本県
SNSによる啓発活動	1	香川県
普及啓発員の採用	1	兵庫県
普及啓発用車借上	1	兵庫県
関係団体による交流会の開催	1	三重県
他団体との連携	1	愛知県
活動への補助金等の交付	1	和歌山県
地元の学生による海岸保全施設への描画	1	高知県
学習施設に常設展示物設置	1	三重県

図 8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成 26 年度基金、複数回答有)

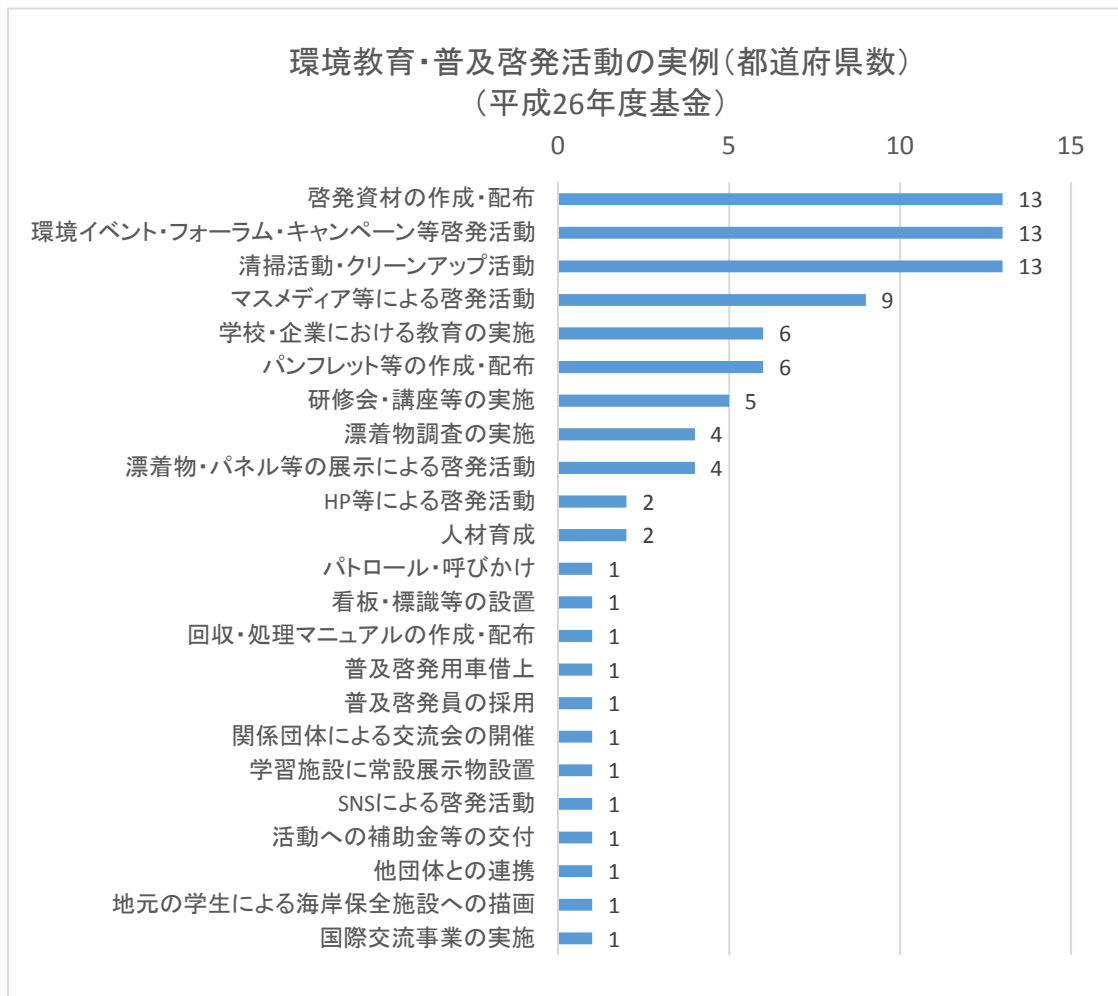


表 8-2 環境教育・普及啓発の実例(都道府県単独事業、複数回答有)

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
HP 等による啓発活動	1	富山県
パトロール・呼びかけ	1	(滋賀県※)
パンフレット等の作成・配布	1	青森県
マスメディア等による啓発活動	1	青森県
研修会・講座等の実施	1	富山県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	富山県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	1	沖縄県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

表 8-3 環境教育・普及啓発の実例(その他、複数回答有)

実例 (その他)	都道府県数	都道府県名
学校・企業における教育の実施	7	千葉県、神奈川県、三重県、山口県、香川県、福岡県、鹿児島県
清掃活動・クリーンアップ活動	5	千葉県、神奈川県、香川県、福岡県、鹿児島県
HP 等による啓発活動	5	神奈川県、岡山県、広島県、山口県、宮崎県
啓発資材の作成・配布	4	千葉県、福井県、岡山県、大分県
マスメディア等による啓発活動	3	神奈川県、岡山県、香川県
研修会・講座等の実施	2	三重県、香川県
パンフレット等の作成・配布	2	岡山県、福岡県
他団体との連携	2	神奈川県、香川県
SNS による啓発活動	2	神奈川県、山口県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	2	神奈川県、香川県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	2	神奈川県、三重県
ボランティア団体の認定	1	広島県
海岸愛護ポスター募集・表彰	1	香川県
広報誌による啓発活動	1	鹿児島県
漂着物調査の実施	1	山口県
環境講座への講師派遣	1	三重県
活動への補助金等の交付	1	千葉県

図 8-3 環境教育・普及啓発の実例（その他、複数回答有）

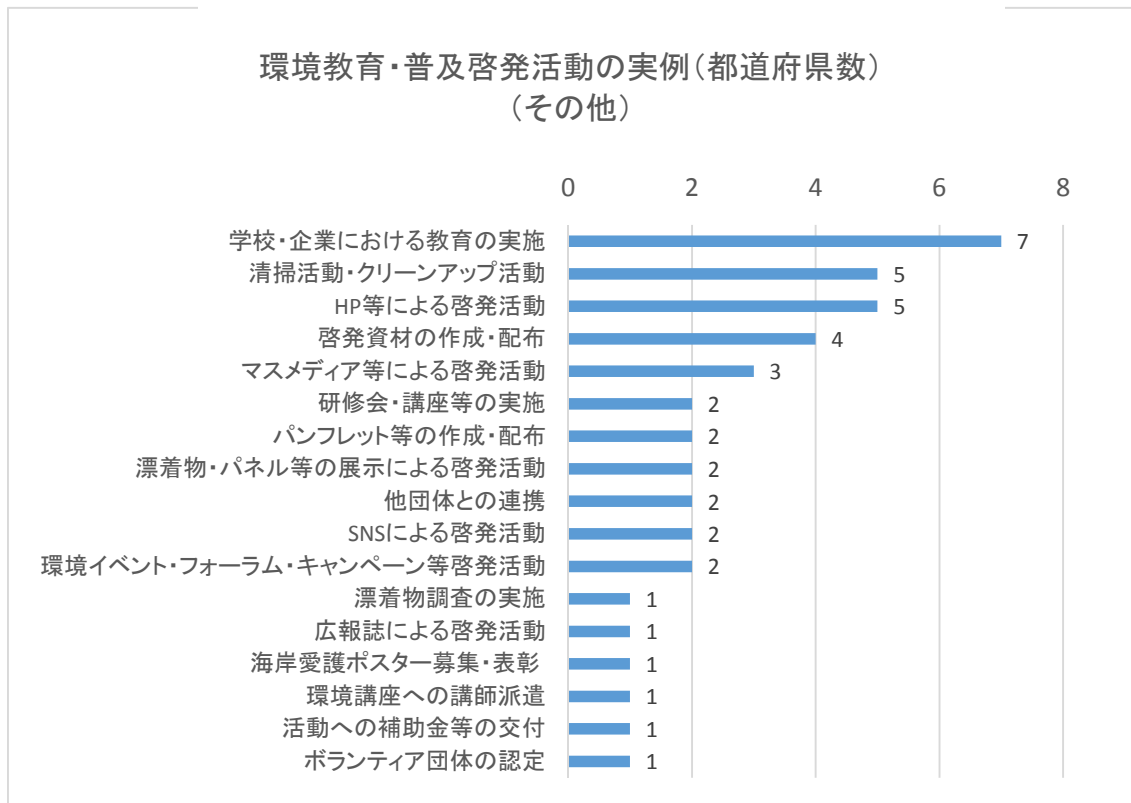
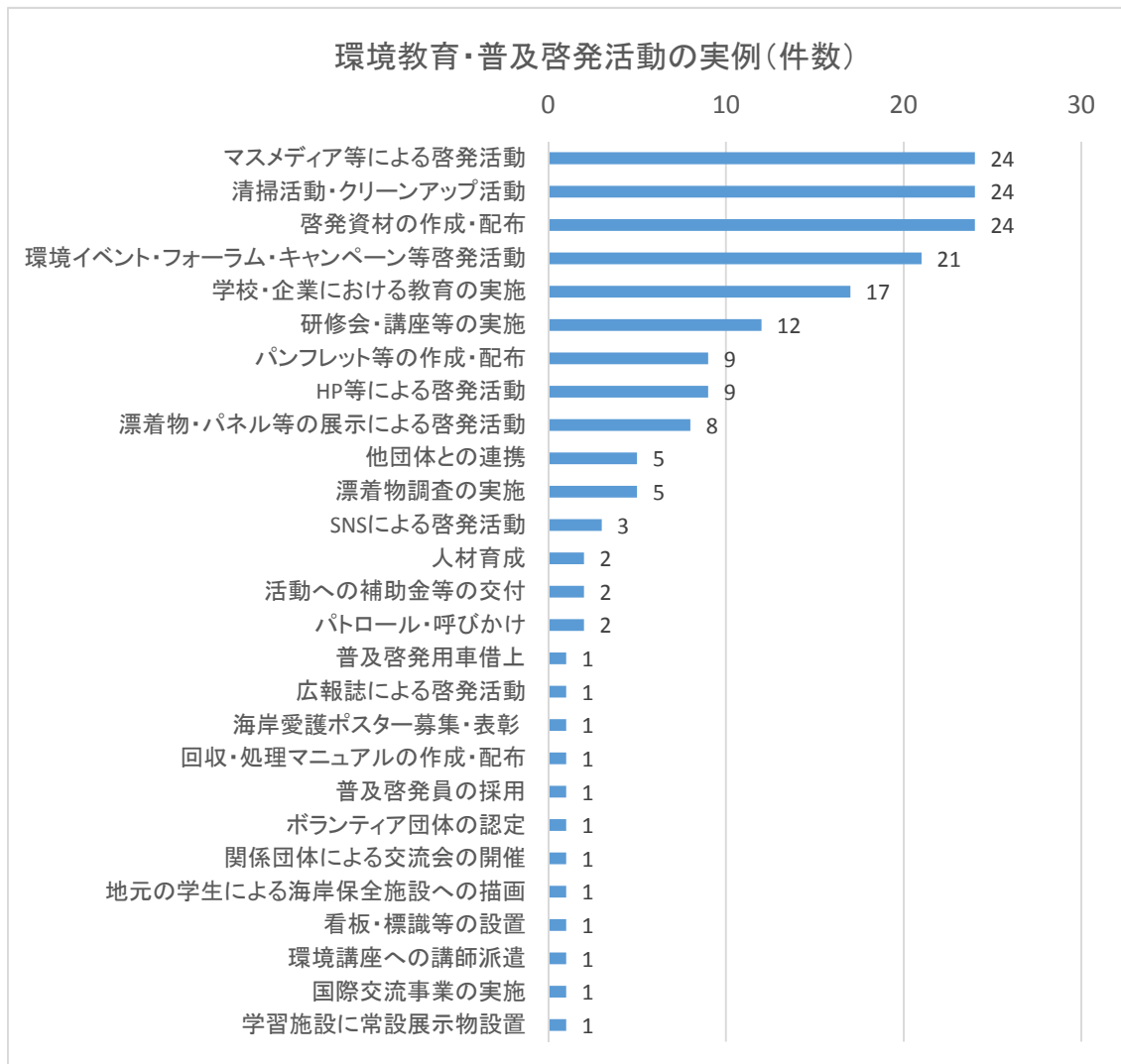


表 8-4 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例(件数)	都道府県数
マスメディア等による啓発活動	24
清掃活動・クリーンアップ活動	24
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	24
啓発資材の作成・配布	21
学校・企業における教育の実施	17
研修会・講座等の実施	12
HP 等による啓発活動	9
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	9
パンフレット等の作成・配布	8
他団体との連携	5
漂着物調査の実施	5
SNS による啓発活動	3
活動への補助金等の交付	2
人材育成	2
パトロール・呼びかけ	2
普及啓発用車借上	1
広報誌による啓発活動	1
海岸愛護ポスター募集・表彰	1
国際交流事業の実施	1
学習施設に常設展示物設置	1
普及啓発員の採用	1
回収・処理マニュアルの作成・配布	1
関係団体による交流会の開催	1
地元の学生による海岸保全施設への描画	1
看板・標識等の設置	1
ボランティア団体の認定	1
環境講座への講師派遣	1

表 8-4 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)



9 その他発生抑制対策について(法第 23 条、26 条、27 条)

9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものについて、表 9-1-1、表 9-1-2、図 9-1-1 に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成 26 年度基金」と記載した。また、都道府県が独自の予算で実施したものは「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

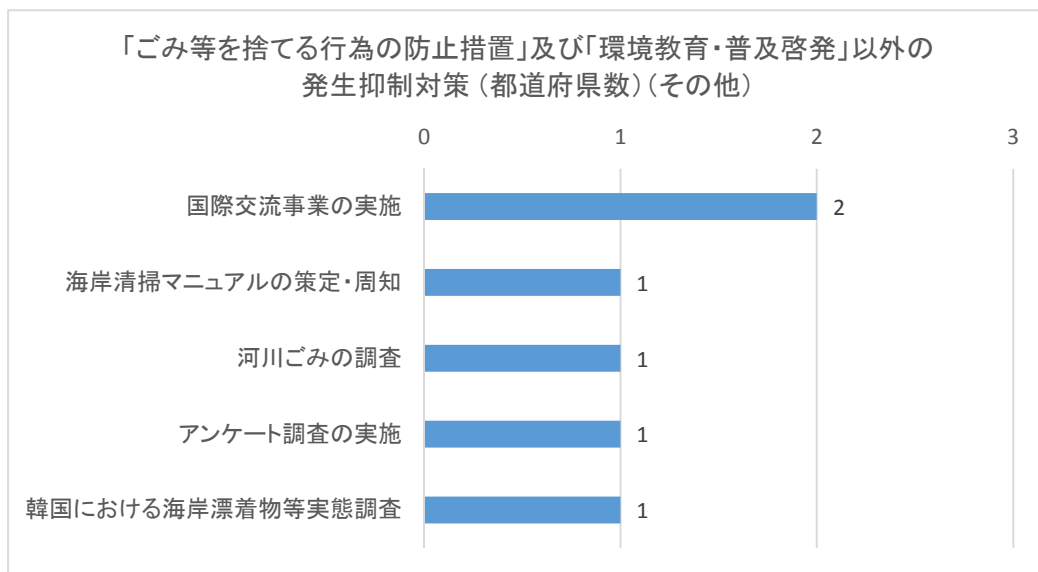
表 9-1-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例 (平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア用ごみ袋を配布	1	千葉県
干潟での火気使用全面禁止の徹底	1	千葉県
不法投棄監視員パトロール	1	千葉県
地区協議会の開催	1	福井県
アンケート調査の実施	1	鳥取県
関係自治体が連携した漂着物対策 検討会の開催	1	三重県

表 9-1-2 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(その他、複数回答有)

事例 (平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
国際交流事業の実施	2	長崎県、沖縄県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	1	長崎県
河川ごみの調査	1	沖縄県
アンケート調査の実施	1	京都府
韓国における海岸漂着物等実態調査	1	長崎県

図 9-1-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(その他、複数回答有)



9-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される事例について表 9-2-1～表 9-2-3、図 9-2-1、図 9-2-2 に示した。

表 9-2-1 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 26 年度基金、複数回答有)

事例 (平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	4	富山県、三重県、香川県、宮崎県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	北海道、富山県、徳島県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	山口県、徳島県、大分県
学校・企業における教育の実施	2	山形県、徳島県
関係団体による交流会の開催	1	三重県
マスメディア等による啓発活動	1	宮崎県
監視カメラの設置	1	鹿児島県
HP 等による啓発活動	1	富山県
学習施設に常設展示物設置	1	三重県
活動への補助金等の交付	1	和歌山県
国際交流事業の実施	1	長崎県

図 9-2-1 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 26 年度基金、複数回答有)

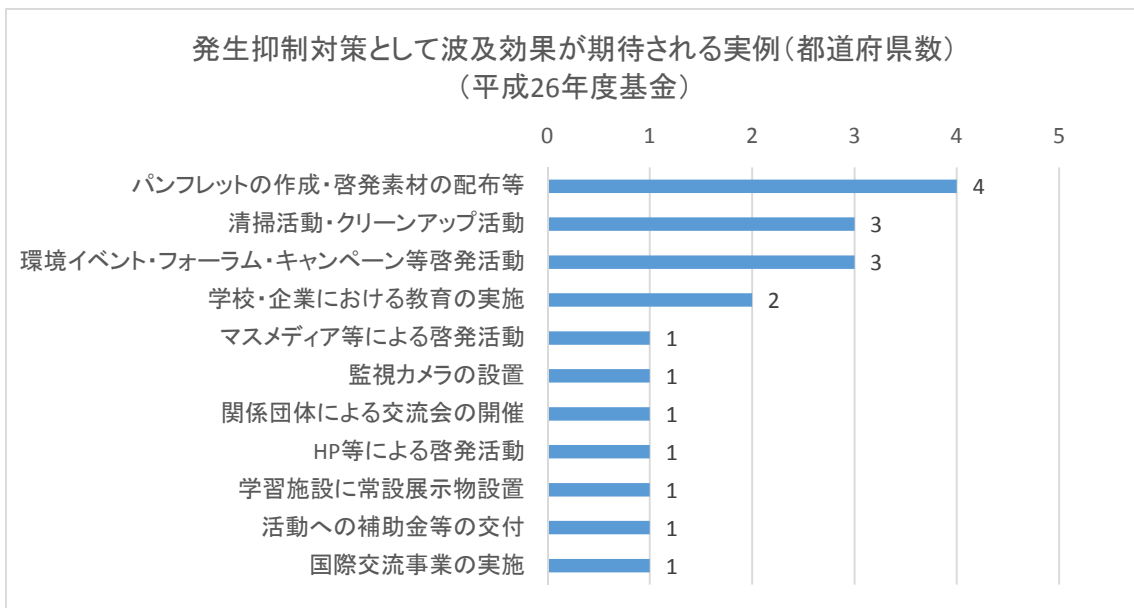


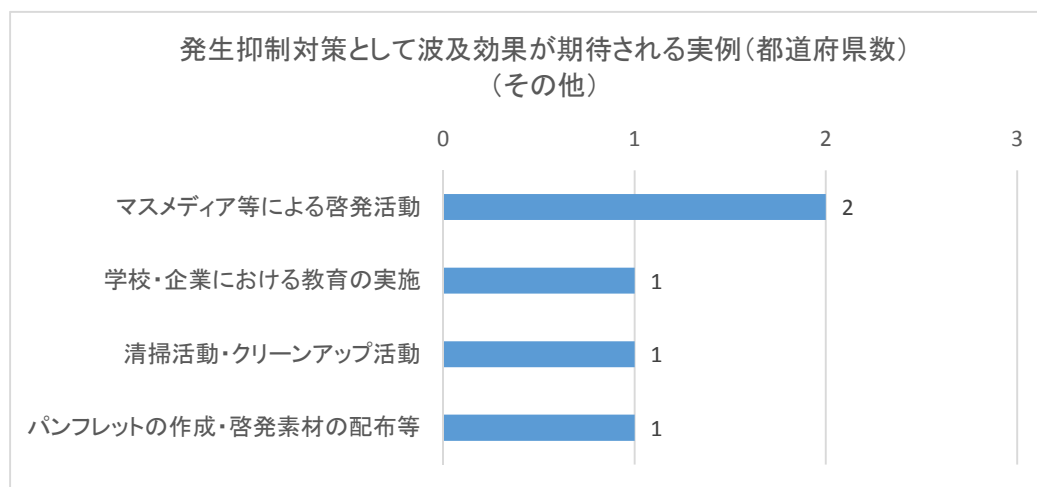
表 9-2-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(都道府県単独)

事例（都道府県単独）	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	1	沖縄県
出前講座の開催	1	富山県

表 9-2-3 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(その他)

事例（その他）	都道府県数	都道府県名
マスメディア等による啓発活動	2	香川県、愛媛県
学校・企業における教育の実施	1	愛知県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	千葉県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	1	新潟県

図 9-2-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(その他、複数回答有)



9-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表 9-3-1～表 9-3-3、図 9-3-1～図 9-3-3 に示した。

表 9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成 26 年度基金、複数回答有)

実例 (平成 26 年度基金)	都道府県数	都道府県名
普及啓発から発生抑制対策の開始が必要	3	東京都、京都府、鳥取県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	2	富山県、愛知県
広域レベルで取り組む対策が必要(国、県、民間等)	2	神奈川県、鹿児島県
国際間の連携・協力が必要	1	沖縄県
地域・対象者ごとへの普及啓発が必要	1	富山県
離島ほか人の手が入りにくい地域の清掃が必要	1	香川県
監視カメラの費用対効果の薄さ	1	鹿児島県
県内全域での発生抑制対策が必要	1	熊本県
内陸部の住民への普及啓発が必要	1	兵庫県

図 9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成 26 年度基金、複数回答有)

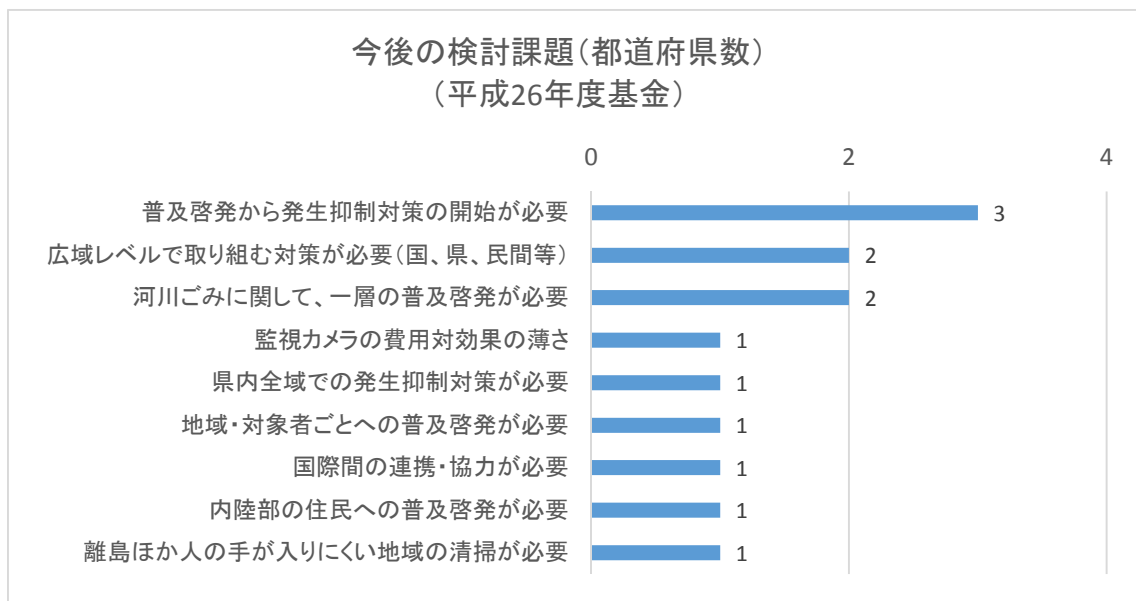


表 9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(都道府県単独)

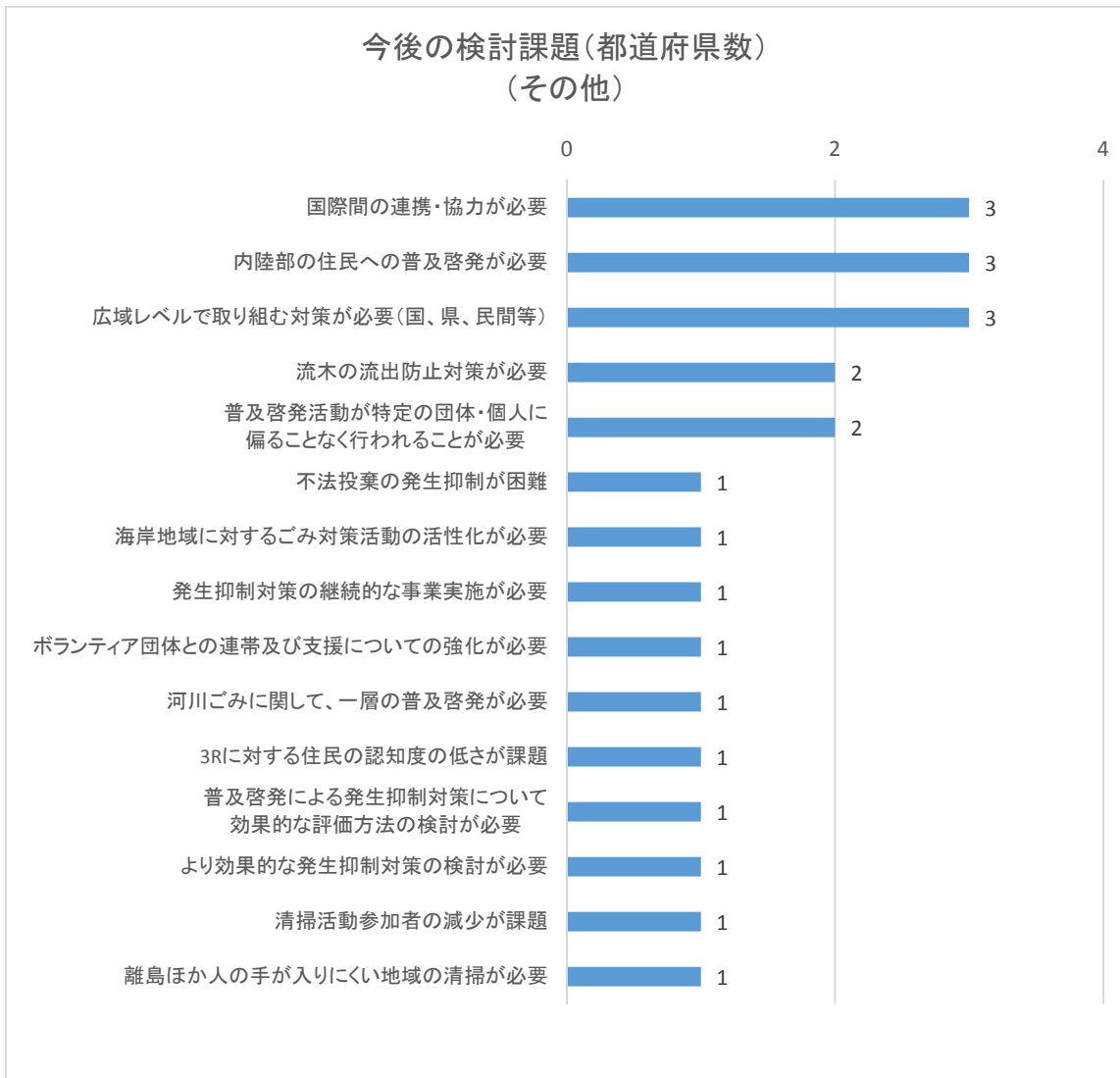
実例（都道府県単独）	都道府県数	都道府県名
ポイ捨てごみ（タバコの吸殻）削減のための喫煙者のモラル向上	1	（滋賀県※）

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

表 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(その他、複数回答有)

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
広域レベルで取り組む対策が必要（国、県、民間等との連携）	3	千葉県、三重県、山口県
内陸部の住民への普及啓発が必要	3	山形県、山口県、愛媛県
国際間の連携・協力が必要	3	山口県、福岡県、長崎県
流木の流出防止対策が必要	2	北海道、宮崎県
普及啓発活動が特定の団体・個人に偏ることなく行われることが必要	2	秋田県、三重県
ボランティア団体との連帯及び支援についての強化が必要	1	福岡県
離島ほか人の手が入りにくい地域の清掃が必要	1	大分県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	1	北海道
発生抑制対策の継続的な事業実施が必要	1	徳島県
不法投棄の発生抑制が困難	1	千葉県
海岸地域に対するごみ対策活動の活性化が必要	1	福岡県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	新潟県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価方法の検討が必要	1	三重県
清掃活動参加者の減少が課題	1	香川県
3Rに対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

図 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(その他、複数回答有)



9-4 発生抑制対策に係る今後の予定

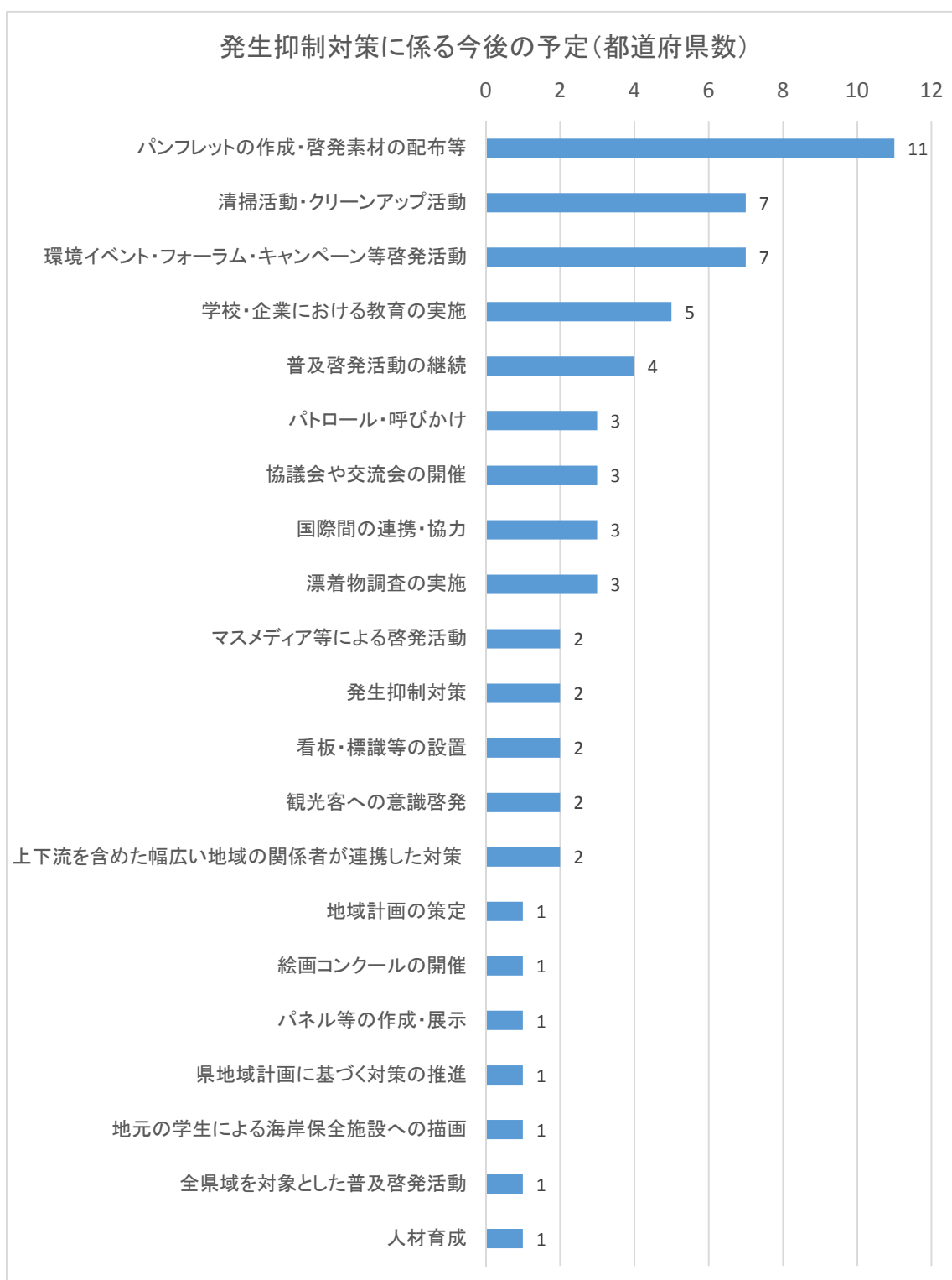
都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれからの予定について表9-4-1、図9-4-1に示した。「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」が最も多くなっていた。

図9-4-1 発生抑制対策に係る今後の予定（複数回答有）

今後の予定	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	11	青森県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、鳥取県、山口県、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県、
清掃活動・クリーンアップ活動	7	千葉県、新潟県、京都府、島根県、徳島県、香川県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	7	北海道、青森県、山形県、東京都、石川県、三重県、山口県
学校・企業における教育の実施	5	愛知県、香川県、三重県、千葉県、島根県
普及啓発活動の継続	4	栃木県、三重県、徳島県、宮崎県
協議会や交流会の開催	3	沖縄県、広島県、兵庫県
漂着物調査の実施	3	香川県、鳥取県、島根県
国際間の連携・協力	3	沖縄県、長崎県、島根県
パトロール・呼びかけ	3	神奈川県、千葉県、福岡県
マスメディア等による啓発活動	2	青森県、鳥取県
発生抑制対策	2	宮崎県、熊本県
看板・標識等の設置	2	静岡県、千葉県
観光客への意識啓発	2	香川県、(滋賀県※)
上下流を含めた幅広い地域の関係者が連携した対策	2	三重県、富山県
地域計画の策定	1	広島県
絵画コンクールの開催	1	和歌山県
パネル等の作成・展示	1	和歌山県
県地域計画に基づく対策の推進	1	岡山県
地元の学生による海岸保全施設への描画	1	高知県
全県域を対象とした普及啓発活動	1	愛知県
人材育成	1	香川県

※滋賀県の回答は琵琶湖を対象としたものだが、参考として記載する

図 9-4-1 発生抑制対策に係る今後の予定（複数回答有）



10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

10-1 取組みの実施状況

① 効率的な処理

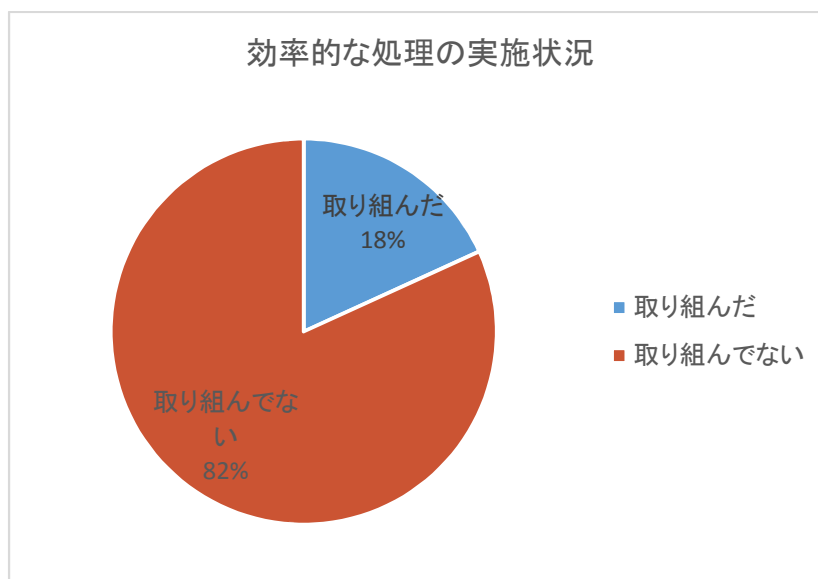
海岸漂着物等の効率的な処理に係る取組みの実施状況について表10-1-1、図10-1-1に示した。

平成26年度は8道県で取組みが行われている。

表 10-1-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	8	北海道、神奈川県、鳥取県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
取り組んでない	36	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況（割合）



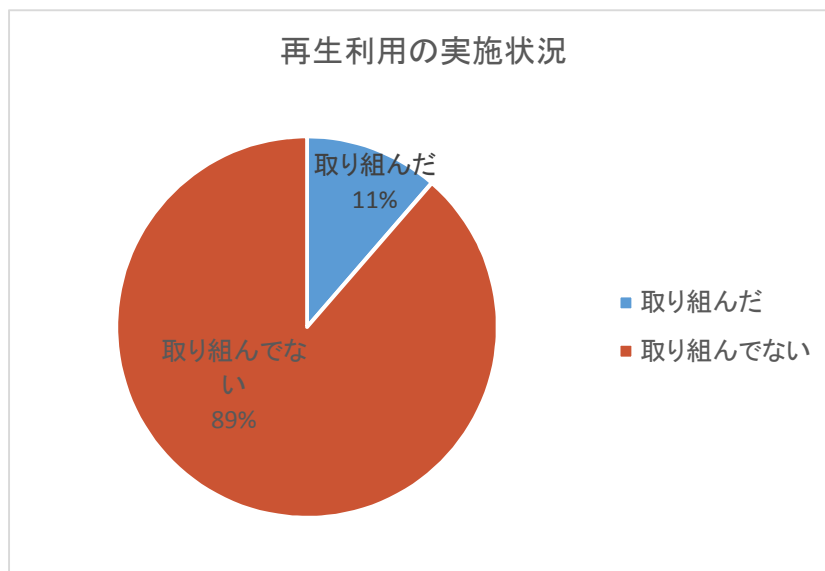
②再生利用

海岸漂着物等の再生利用に係る取組みの実施状況について表10-1-2、図10-1-2に示した。平成26年度は5道県で取組みが行われている。

表 10-1-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	5	北海道、山形県、徳島県、長崎県、沖縄県
取り組んでない	39	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況（割合）



③発生の原因の究明等

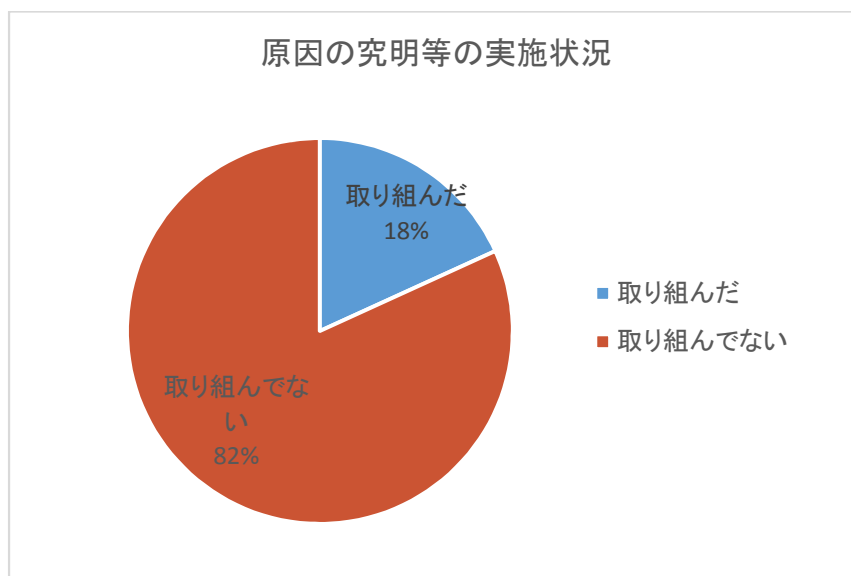
海岸漂着物等の発生の原因の究明等に係る取組みの実施状況について表10-1-3、図10-1-3に示した。

平成 26 年度は 8 道県で取組みが行われている。

表 10-1-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	8	北海道、富山県、香川県、福岡県、長崎県、大分県、沖縄県、鹿児島県
取り組んでない	36	その他の都道府県（回答なし除く）
計	44	

図 10-1-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況（割合）



10-2 成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に係る取り組みの概要・成果について表10-2-1～表10-2-3に示した。

表 10-2-1 効率的な処理の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木のリサイクルモデル実証試験 (H26 基金) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
神奈川県	毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ度を目視点検し、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施した。(H26 基金)
鳥取県	定期的な巡視を行うとともに、地元住民や市町村等と連携して回収処理を実施。特に海水浴シーズンは迅速な対応ができる体制をとっている
山口県	「山口県海岸漂着物処理マニュアル」を作成し、協議会等において周知した。(H26 基金) 【山口県海岸漂着物処理マニュアルの掲載URL】 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiikikeikaku.html
高知県	・回収した漂着物の野積・乾燥による体積の圧縮 ・数回にわたって漂着が予想される個所について、集積のみを行い、運搬・処分は台風シーズン終了後に一括して行う。
長崎県	長崎県海岸清掃マニュアル作成 (H26 基金)
熊本県	発生抑制のための啓発イベントでの海岸清掃では、種類別に回収するため、あらかじめ色の異なるゴミ袋を配付し、分別収集を実施した。(H26 基金)
鹿児島県	地域ボランティア団体による海岸清掃に併せて、地元住民及び行政職員による海ごみ回収を行い、一緒に処分した(H26 基金)。回収した海ごみをストックヤード等に一時保管し、ある程度溜まった状態で処理することにより、処理経費の節減が図られた。

表 10-2-2 再生利用の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木のリサイクルモデル実証試験 (H26 基金) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
山形県	海岸に漂着した流木を原料として炭を焼成した。漂着ごみの再資源化として有効であるが、現行の建設業者が回収処分する方法に比べてコスト高になること、豪雨、台風、風浪等の状況により漂着する流木量にバラつきがあることから営利事業としては適さない。
徳島県	流木等再生可能な海岸漂着物について、一般廃棄物再生利用業を通じ、チップ化などのリサイクルを行った。

長崎県	長崎県海岸清掃マニュアル作成 (H26 基金)
沖縄県	県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施した。 (H26 基金)

表 10-2-3 発生原因の究明等の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
北海道	流木流出量推定モデルの構築 (H26 基金) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/H25H26kaigankeikaku.htm
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握 (H26 基金) ・県内河川におけるごみの分布状況、流出実態の調査を実施 (H26 基金) (調査結果を活用したリーフレット、マップをホームページに掲載 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html)
香川県	川からの動態調査を実施。(H26 基金)
福岡県	遠賀川由来海岸漂着ごみ実態調査(H26 基金) <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着ごみの現地調査等による実態把握 調査結果は発生抑制対策の検討の基礎資料とした。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県海辺の漂着物調査 (H26 基金) ・韓国における海岸漂着物等実態調査 (H26 基金)
大分県	漂着物のうち、人工ごみの中で個数が多かったのがプラスチック類であった。中でも、牡蠣養殖用のカキパイプがプラスチック類の約4割を占めており、漁業者に対する啓発が重要と考えられる結果となった。
鹿児島県	関係団体とともに発砲スチロール製フロート対策について協議。
沖縄県	県内2級河川におけるごみ調査 (H26 基金)・・・65 河川

1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）

1 1-1 事業費等

平成 26 年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表 11-1 に示した。

平成 26 年度では都道府県事業、市町村事業ともに、国庫補助事業が大きな割合（事業費ベース）を占めた。（国庫事業の割合：都道府県事業 94%、市町村事業 88%）

表 11-1 海岸漂着物対策事業に係る平成 26 年度事業費（全国合計 単位：千円）

					H26年度							備考	
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)				回収量(t)	回収量 (m3)		
						合計	国庫負担	都道府県負担	市町村負担				
都道府県事業	国庫補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等	7	2,432	1,216	1,216	0	—	—		
				回収・処理	1,324	2,202,834	2,075,888	126,946	0	33,709	13,524		
				発生抑制	95	567,159	566,687	472	0	—	—		
			災害事業	回収・処理	2	26,795	14,565	12,230	0	695	—		
				その他	—	0	0	0	0	—	—		
				回収・処理	3	300	300	0	0	—	—		
		その他	1	1,364	1,364	0	0	—	—				
		民間団体補助	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—			
			その他	—	0	0	0	0	—	—			
		都道府県単独事業	直営	回収・処理	238	148,805	0	143,797	5,008	390	3,513		
	その他			5	7,632	0	7,632	0	—	—			
	民間団体補助		回収・処理	332	10,645	0	10,645	0	625	—			
			その他	109	8,442	0	8,442	0	—	—			
	小計(都道府県事業)					2,116	2,976,408	2,660,020	311,380	5,008	35,419	17,037	
市町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	3,707	2,016,260	1,999,670	0	16,590	13,580	7,841		
				発生抑制	31	150,854	150,649	0	205	—	—		
				回収・処理	1	10,375	2,453	0	7,922	299	460		
			災害事業	その他	—	0	0	0	0	—	—		
				回収・処理	7	4,128	4,128	0	0	56	94		
				その他	—	0	0	0	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	35	3,546	3,446	24	76	61	—			
			その他	—	0	0	0	0	—	—			
		都道府県補助事業（国庫補助以外）	直営	回収・処理	10	28,262	0	16,648	11,614	247	1,079		
				その他	—	0	0	0	0	—	—		
	民間団体補助		回収・処理	45	2,864	0	1,451	1,413	49	52			
			その他	—	0	0	0	0	—	—			
	市町村単独事業	直営	回収・処理	1,762	209,158	3,318	0	205,840	5,292	1,049			
			その他	26	2,010	0	0	2,010	—	—			
		民間団体補助	回収・処理	2,543	22,176	600	0	21,576	1,036	1,719			
			その他	13	3,555	0	0	3,555	—	—			
	小計(市町村事業)					8,180	2,453,188	2,164,264	18,123	270,801	20,620	12,295	
	合計					10,296	5,429,597	4,824,284	329,503	275,809	56,039	29,331	

図 11-1-1 平成 26 年度 海岸漂着物に係る事業費（事業主体別事業費）

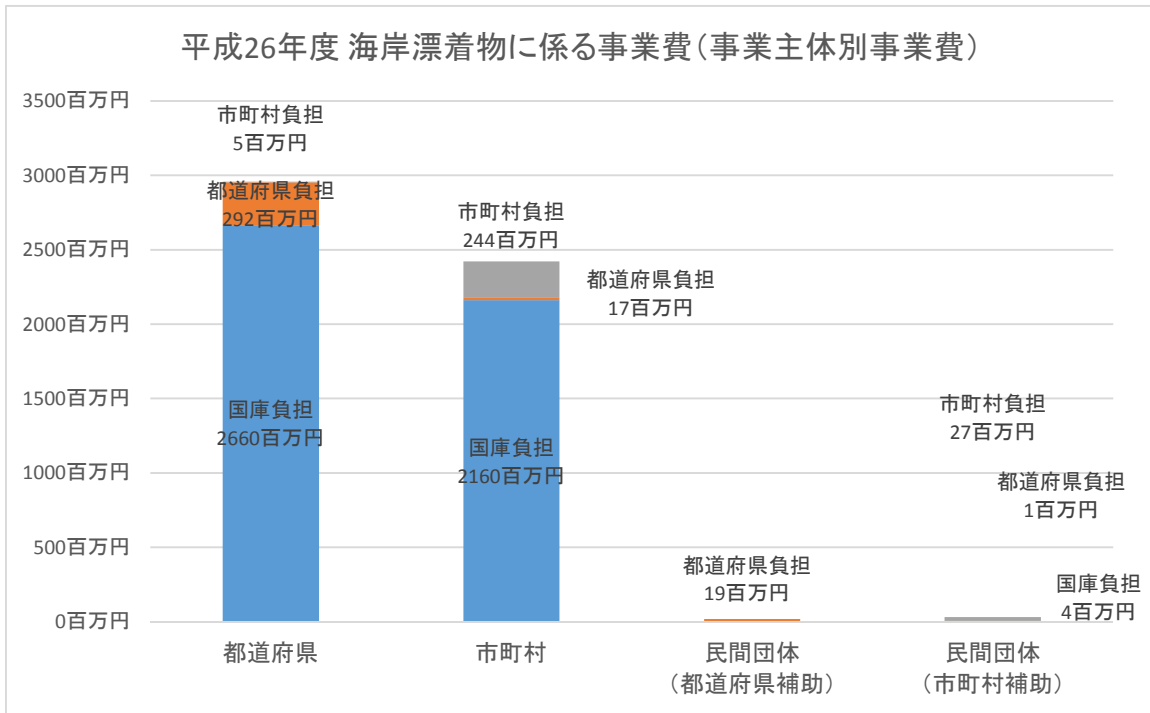
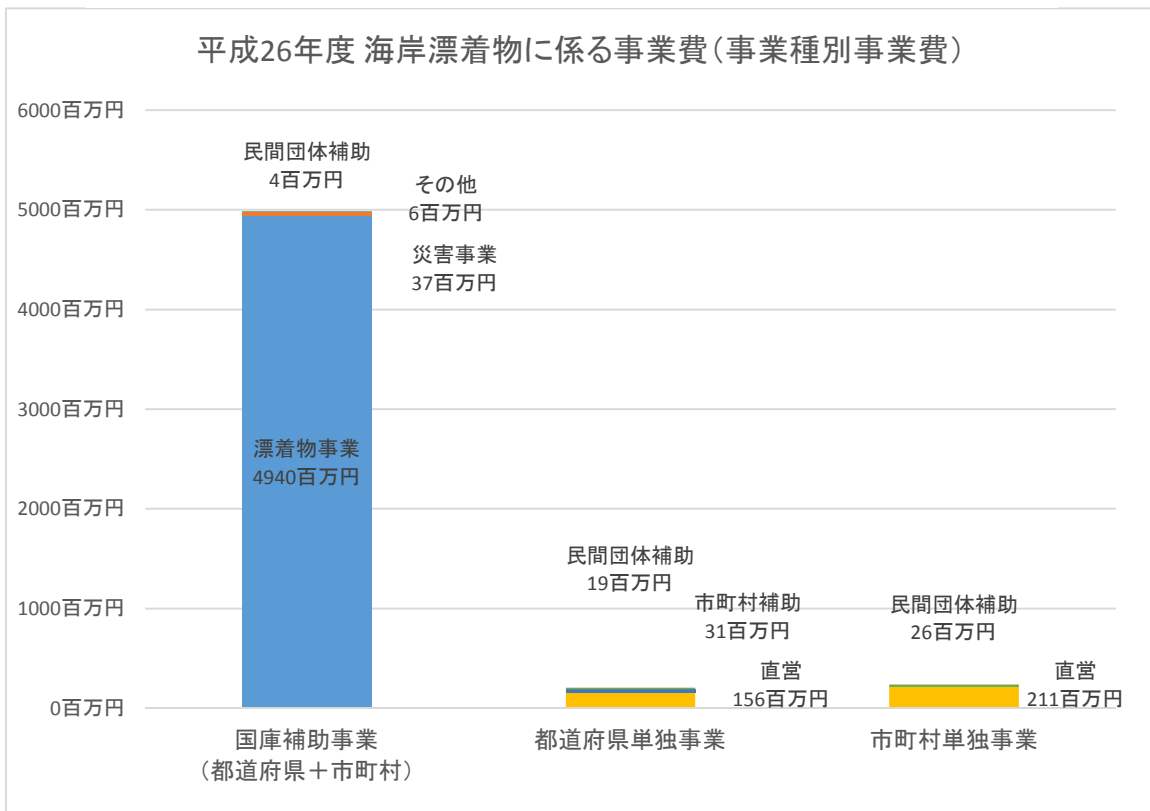


図 11-1-2 平成 26 年度 海岸漂着物に係る事業費（事業費別事業費）



11-2 「その他」の内容

表 11-1 のうち「その他」の内容について、回答のあったものを表 11-2 に示した。

表 11-2 「その他」の実施内容

都道府県	実施内容
千葉県	都道府県事業：震災による回収済み漂着ごみ破碎処理
富山県	雇用創出基金事業（厚生労働省による基金事業）： 小矢部川流域をモデルとして、流域の経済団体、農業・漁業団体、女性団体、自治会、行政機関等で構成する富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会の設置・開催
石川県	都道府県事業：広域圏事務組合へのビーチクリーナの無償貸与 市町村事業：市民によるボランティア清掃時のテントやベンチ等の設営
三重県	都道府県事業：海岸漂着物対策セミナーの開催
岡山県	都道府県事業：海底ごみ啓発に係るテレビ放映とDVDの作成・配布
愛媛県	都道府県事業： 県管理海岸の一定区域について、住民団体、海岸愛護団体、NPO、企業等の自発的に清掃を行っていただくボランティア「愛ビーチ・サポーター」に対し、軍手やごみ袋の提供、ボランティア損害保険の加入等の支援を行う。
福岡県	都道府県事業： ・普及啓発ポスター、リーフレット作成、ボランティア傷害危険保険加入 市町村事業： ・清掃イベントの費用
長崎県	都道府県事業：啓発用パネル・リーフレット作成
宮崎県	都道府県事業： ・清掃ボランティア活動の支援（資材提供等）（H25-H27）※継続予定 海岸や河川、漁港の清掃活動を行うボランティア団体に対し、次のとおり支援を行う。 ・回収した海岸ごみの処理費用に対する補助 ・活動に必要な物品（軍手やごみ袋）の支給 ・参加者に掛ける保険代の補助”

12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。

① 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表12-1に示した。

表 12-1 課題、提案および要望（財政以外）

<p>発生抑制・啓発及び情報公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英語での発信強化（2016年G7サミット等に向けて） ・効果的な発生抑制対策の情報提供 ・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介 ・国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたい。 ・漂流ゴミの多くは、河川からの流出と思われるので、河川内でのゴミの除去対策（流出前対策）。 ・山間部の荒廃により流木が増加していると思われるので、荒廃森林の整備対策。 ・国民総参加による海洋ごみ対策の展開促進に向けた普及啓発の強化→全国的なPR活動を始めとする国民運動としての海洋ごみ対策の展開
<p>仕組み・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当県は内陸県であるが、琵琶湖においては特に台風通過後等に湖岸に大量の漂着ごみ等が打ち上げられ、生活環境に影響が生じる場合がある。昨年9月に成立した「琵琶湖保全再生法」では第15条で湖岸に漂着したごみ等の処理について謳われているところ。湖岸漂着ごみ問題も海岸漂着ごみ問題と課題が共通する部分もあると考えられるので、海岸漂着ごみ問題に携わる関係機関（国・都道府県・民間団体等）とも情報交換等を行いつつ、問題に取り組んでいきたい。 ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること ・引き続き、全国担当者会議等での情報共有をお願いしたい。 ・海岸漂着物等の発生原因として内陸の海岸地域に不法投棄されたゴミが考えられるため、河川敷等内陸部のゴミを回収処理できる事業の創設 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市

	<p>町村に過度の負担が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着物の処理に係る既存の災害関連補助事業の採択基準を緩和するなど、実行ある制度とすること ・海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつながらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること ・外国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること ・日本海及び東シナ海沿岸諸国に対する廃棄物の適正処理及び海洋ごみの発生抑制の徹底→ 海洋ごみの主な排出国に向けた対策の要請 ・本県は海外由来のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。
事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介 ・漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介 ・海岸漂着物等のうち、危険物、処理困難物の回収・処理については、毎回、その判断等に苦慮している。他県において同様の事例があれば、是非紹介して欲しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物（流木）は燃料・敷きわら等への再利用が可能であるが、塩分等が問題となり活用先の確保が課題となっている。H26 事業で 1~2 ヶ月の屋外堆積で塩分が低減できる結果が得られており、利用先への周知・理解が推進の鍵となっているところ。 ・沿岸部の漂流・海底ごみ回収を国直営（回収船建造）で実施すること及び諸外国との交流事業について国直営による実施をお願いしたい。 ・特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。

②財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 12-2 に示した。

表 12-2 財政支援に関する要望

<p>恒久的、十分な額の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回収した海岸漂着物等の処理については、一部の業者等しか対応してくれないため、コスト削減が難しくなっている。また、恒久的、かつ、海岸延長等に応じた十分な額の措置をお願いしたい。 ・恒久的かつ安定的な国庫の財源確保 ・平成 29 年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続していただきたい。継続にあたっては、本県のように、国民の利用が多い海岸が地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、補助率を 10 割に復元していただきたい。さらに、海岸漂着物処理推進法第 31 条に基づき、海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を早期に行っていただきたい。 ・地方負担が極力生じないよう制度改善 ・漂着物の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、更なる地方負担増とならないよう、法律に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費について、必要な予算を確保するとともに、地方自治体の負担増とならないよう十分配慮いただきたい。 ・海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に係る国の支援制度の必要額を確保していただくとともに、地方負担の軽減に御配慮いただきたい。 ・海岸漂着物等対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。 ・継続的な財政支援（10 / 10 国庫） 要望額の満額確保をお願いします。特に平成 28 年度につきましては特段のご配慮をお願いします。 ・今後も確実に財政措置を講じること ・実績を考慮し十分な額を措置すること ・海洋ごみ対策が継続的かつ計画的に実施可能となる恒久的な財政措置→ 地域の実情に応じた海洋ごみ対策に必要な予算額の確保と、現行補助率の維持や特別交付税措置の充実 ・海岸漂着物等の対策に要する費用について、地域環境保全対策費補助金
--------------------	--

	<p>(海岸漂着物等地域対策推進事業費)を継続し、再生措置(地方負担軽減や必要な額の確保)の維持・改善をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。 ・海岸漂着物等地域対策推進事業は、従前国庫負担10/10だったものが、平成27年度から各自治体等の負担が発生することとなっている。本来、国は海岸漂着物処理推進法第29条の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる義務があることから、これ以上の地方負担の拡大が行われないよう要望する
<p>制度の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の主な発生経路である河川のごみについて、回収・処理が出来る補助内容にしていただきたい。 ・台風通過後に漂着ゴミが大量発生するため、災害適用の拡充、補助メニューの拡充(清掃船建造への補助の復活など) ・海岸漂着物の発生抑制対策として実施する河川ごみの回収処理に要する経費に財政上の措置を講じていただきたい。